

平成 24 年 10 月 31 日
大臣官房統計情報部人口動態・保健社会統計課社会統計室
室長 稼農 和久
室長補佐 近藤 敬太
(担当・内線) 社会福祉施設統計係 (7552)
(電話代表) 03 (5253) 1111
(直通電話) 03 (3595) 2918

平成 23 年

社会福祉施設等調査の概況

目次

調査の概要	1
結果の概要	
I 施設の状況	
1 施設数・定員・在所者数・在所率	3
2 経営主体別施設の状況	4
3 定員階級別施設の状況	5
4 職種別常勤換算従事者の状況	6
II 障害福祉サービス等事業所の状況	
1 事業所数	7
2 利用状況	10
3 職種別常勤換算従事者の状況	12
統計表	13
参考表	26
用語の定義	27

平成 23 年社会福祉施設等調査の結果は厚生労働省ホームページにも掲載されています。
アドレス (<http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/23-22.html>)

調 査 の 概 要

1 調査の目的

この調査は、全国の社会福祉施設等の数、在所者、従事者の状況等を把握し、社会福祉行政推進のための基礎資料を得ることを目的とした。

2 調査の対象及び客体

施設票：次ページに掲げる社会福祉施設等(82種類)を対象とし、その全数(休止中を含む。)を客体とした。

障害福祉サービス等事業所票：障害者自立支援法による障害福祉サービス事業所(15種類)及び相談支援事業所を対象とし、その全数(休止中の事業所を含む。)を客体とした。

	1) 調査対象施設・事業所数	2) 回収施設・事業所数	3) 集計施設・事業所数	回収率(%)
施設票				
生活保護法による保護施設	295	295	294	100.0
老人福祉法による老人福祉施設 4)	5 228	4 854	4 827	92.8
障害者自立支援法による障害者支援施設等	4 753	4 276	4 263	90.0
旧身体障害者福祉法による身体障害者更生援護施設 5)	326	286	286	87.7
旧知的障害者福祉法による知的障害者援護施設 5)	1 318	1 129	1 127	85.7
旧精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者社会復帰施設 5)	419	366	366	87.4
身体障害者福祉法による身体障害者社会参加支援施設	327	320	318	97.9
売春防止法による婦人保護施設	46	46	45	100.0
児童福祉法による児童福祉施設	33 711	31 953	31 599	94.8
(再掲)保育所	23 272	21 845	21 751	93.9
母子及び寡婦福祉法による母子福祉施設	61	61	60	100.0
その他の社会福祉施設等	8 133	7 037	6 944	86.5
障害福祉サービス等事業所票				
障害福祉サービス等事業所	34 714	28 536	27 803	82.2

注： 1) 施設の種別別内訳は26ページ参考表を参照。
 2) 回収施設・事業所数は調査対象施設・事業所数から未回収等の施設・事業所を除いた数である。
 3) 集計施設・事業所数は回収施設・事業所数のうち活動中の施設・事業所数である。
 4) 老人福祉施設には、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、特別養護老人ホーム及び老人介護支援センターを含まない。
 5) 障害者自立支援法の経過措置による旧法(身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律)の施設である。

3 調査の時期

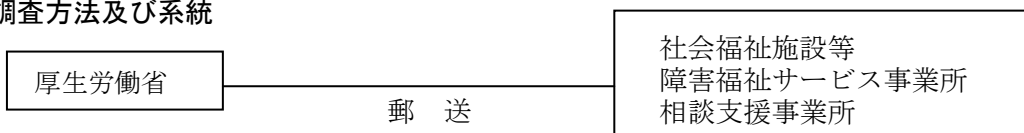
平成 23 年 10 月 1 日

4 調査事項

施設票：施設の種類、施設名、所在地、設置・経営主体、定員、在所者の状況、従事者の状況等

障害福祉サービス等事業所票：事業所の種類、事業所名、所在地、経営主体、サービスの種類と提供状況、従事者数等

5 調査方法及び系統



※調査方法及び系統について

調査票の配布・回収は、平成 20 年調査までは、社会福祉施設等については都道府県・指定都市・中核市が実施し、障害福祉サービス事業所及び相談支援事業所については厚生労働省から郵送で実施していたが、平成 21 年調査よりすべての調査票を厚生労働省が委託した民間事業者からの郵送に変更した。

6 結果の集計

結果の集計は、厚生労働省大臣官房統計情報部で行った。

7 利用上の注意

(1) 表章記号の規約

計数のない場合	—
統計項目のあり得ない場合	・
計数不明又は計数を表章することが不適当な場合	…
表章単位の 1/2 未満の場合	0.0

(2) 回収施設・事業所のうち活動中の施設、事業所について集計した。

(3) この概況に掲載の数値は四捨五入しているため、内訳の合計が「総数」にあわない場合がある。

(4) 東日本大震災の被災地域（津波による浸水地域及び東京電力福島第一原子力発電所の事故による警戒区域等を含む市町村。）に所在する施設・事業所（418 施設、471 事業所）は調査を見合わせた。

【調査を見合わせた市町村】

宮城県 石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、多賀城市、岩沼市、東松島市、亘理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、女川町、南三陸町

福島県 相馬市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯館村

調査対象施設・事業所一覧

生活保護法による保護施設 救護施設 更生施設 医療保護施設 授産施設 宿所提供施設	旧知的障害者福祉法による 知的障害者援護施設 知的障害者入所更生施設 知的障害者通所更生施設 知的障害者入所授産施設 知的障害者通所授産施設 知的障害者小規模通所授産施設 知的障害者通動寮 知的障害者福祉工場	売春防止法による婦人保護施設 婦人保護施設 児童福祉法による児童福祉施設 助産施設 乳児院 母子生活支援施設 保育所 児童養護施設 知的障害児施設 自閉症児施設 知的障害児通園施設 盲児施設 ろうあ児施設 難聴幼児通園施設 肢体不自由児施設 肢体不自由児通園施設 肢体不自由児療護施設 重症心身障害児施設 情緒障害児短期治療施設 児童自立支援施設 児童家庭支援センター 小型児童館 児童センター 大型児童館A型 大型児童館B型 大型児童館C型 その他の児童館 児童遊園	母子及び寡婦福祉法による母子福祉施設 母子福祉センター 母子休養ホーム その他の社会福祉施設等 授産施設 宿所提供施設 盲人ホーム 無料低額診療施設 隣保館 へき地保健福祉館 へき地保育所 有料老人ホーム 障害者自立支援法による 障害福祉サービス等事業所 居宅介護事業所 重度訪問介護事業所 行動援護事業所 療養介護事業所 生活介護事業所 児童デイサービス事業所 重度障害者等包括支援事業所 相談支援事業所 共同生活介護事業所 共同生活援助事業所 短期入所事業所 自立訓練（機能訓練）事業所 自立訓練（生活訓練）事業所 就労移行支援事業所 就労継続支援（A型）事業所 就労継続支援（B型）事業所
老人福祉法による老人福祉施設 養護老人ホーム（一般） 養護老人ホーム（盲） 軽費老人ホーム A型 軽費老人ホーム B型 軽費老人ホーム（ケアハウス） 老人福祉センター（特A型） 老人福祉センター（A型） 老人福祉センター（B型）	旧精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者社会復帰施設 精神障害者生活訓練施設 精神障害者福祉ホーム（B型） 精神障害者授産施設（入所） 精神障害者授産施設（通所） 精神障害者小規模通所授産施設 精神障害者福祉工場		
障害者自立支援法による障害者支援施設等 障害者支援施設 地域活動支援センター 福祉ホーム	身体障害者福祉法による 身体障害者社会参加支援施設 身体障害者福祉センター（A型） 身体障害者福祉センター（B型） 障害者更生センター 補装具製作施設 盲導犬訓練施設 点字図書館 点字出版施設 聴覚障害者情報提供施設		
旧身体障害者福祉法による 身体障害者更生援護施設 肢体不自由者更生施設 視覚障害者更生施設 聴覚・言語障害者更生施設 内部障害者更生施設 身体障害者療護施設 身体障害者入所授産施設 身体障害者通所授産施設 身体障害者小規模通所授産施設 身体障害者福祉工場			

結果の概要

I 施設の状況

この結果は、平成23年5月1日現在に把握した調査対象施設を平成23年10月1日現在の状況で調査し、回収できた施設で活動中の施設について集計したものである。

調査方法の変更等による回収率変動の影響を受けているため、年次比較は行っていない。

1 施設数・定員・在所者数・在所率

集計した全国の社会福祉施設等についてみると、施設数は50,129施設、定員は2,771,372人、在所者は2,684,538人となっている。

また、在所者数を定員で割った在所率は、98.7%であり、これを主な施設の種類別にみると、「保育所」が101.3%、「有料老人ホーム」が83.3%となっている。(表1、図1、統計表第1～4、6表)

表1 施設の種類別にみた施設数・定員・在所者数・在所率

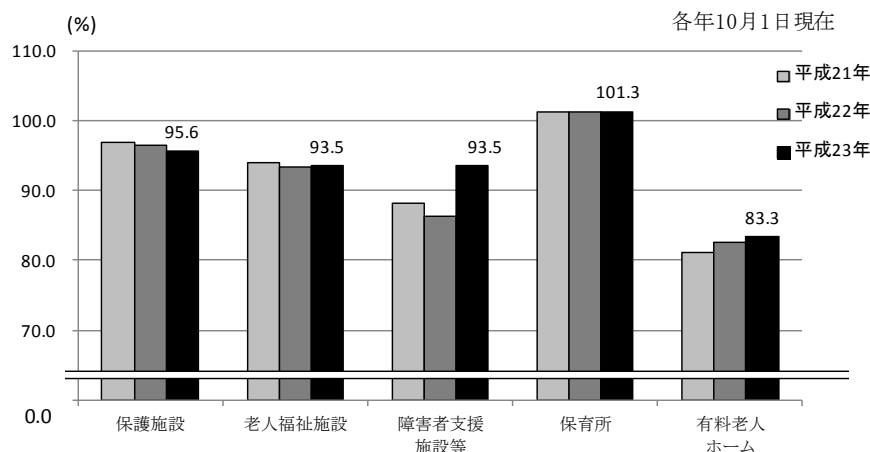
平成23年10月1日現在				
	施設数	定員(人) ¹⁾	在所者数(人) ¹⁾	在所率(%) ²⁾
総数	50 129	2 771 372	2 684 538	98.7
保護施設	294	20 239	19 342	95.6
老人福祉施設	4 827	145 972	136 029	93.5
障害者支援施設等	4 263	141 048	105 317	93.5
身体障害者更生援護施設 ³⁾	286	11 768	10 743	92.3
知的障害者援護施設 ³⁾	1 127	50 617	50 827	100.7
精神障害者社会復帰施設 ³⁾	366	7 572	6 288	83.7
身体障害者社会参加支援施設	318	360
婦人保護施設	45	1 275	411	37.6
児童福祉施設	31 599	2 144 248	2 157 692	100.8
(再掲)保育所	21 751	2 059 667	2 084 136	101.3
母子福祉施設	60
その他の社会福祉施設等	6 944	248 273	197 889	80.1
(再掲)有料老人ホーム	4 640	216 174	179 505	83.3

注:1) 定員・在所者数(入所者数と通所者数の合計)は、それぞれ調査を実施した施設のみ、集計している。なお、児童福祉施設の定員・在所者数には、母子生活支援施設分を含まない。また、障害者支援施設等のうち障害者支援施設の定員は入所者分のみである。詳細は13ページ統計表第1表総括表参照。

2) 在所率=在所者数÷定員×100(在所率の計算は在所者数について調査を行っていない地域活動支援センター、障害者更生センター、盲人ホームを除いた。)。ただし、在所者数不詳の施設を除いた定員で計算している。
障害者支援施設等のうち、障害者支援施設については、入所者数÷入所者の定員×100で計算している。

3) 障害者自立支援法の経過措置による旧法(身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律)の施設である。

図1 主な施設の種類別にみた在所率



2 経営主体別施設の状況

施設の種類の経営主体別にみると、児童福祉施設では、「市区町村」が49.5%と多くなっている。また、有料老人ホームでは、「その他の法人」が87.6%となっている。(表2、図2、統計表第7表)

表2 施設の種類の別による経営主体別施設の構成割合

平成23年10月1日現在

	施設数	構成割合(%)								
		総数	公 営			私 営				
			国・独立行政法人	都道府県	市区町村 ¹⁾	社会福祉法人	医療法人	公益法人・日赤	その他の法人 ²⁾	その他
総数	50 129	100.0	0.1	0.5	36.5	44.9	1.6	0.4	15.3	0.8
保護施設	294	100.0	-	0.3	10.5	88.8	-	-	0.3	-
老人福祉施設	4 827	100.0	-	0.0	19.2	75.8	0.7	0.1	3.3	0.8
障害者支援施設等	4 263	100.0	0.2	0.5	2.3	62.6	4.5	0.1	29.4	0.5
身体障害者更生援護施設 ³⁾	286	100.0	-	0.7	1.0	97.2	-	0.3	0.7	-
知的障害者援護施設 ³⁾	1 127	100.0	-	0.5	3.5	95.7	-	-	0.1	0.1
精神障害者社会復帰施設 ³⁾	366	100.0	-	0.5	1.4	33.3	56.0	0.5	8.2	-
身体障害者社会参加支援施設	318	100.0	-	3.8	11.6	65.1	-	5.3	13.8	0.3
婦人保護施設	45	100.0	-	44.4	-	55.6	-	-	-	-
児童福祉施設	31 599	100.0	0.1	0.5	49.5	43.0	0.2	0.4	5.4	0.8
（再掲）保育所	21 751	100.0	0.0	0.0	43.6	50.2	0.1	0.0	5.4	0.7
母子福祉施設	60	100.0	-	-	13.3	48.3	-	-	38.3	-
その他の社会福祉施設等	6 944	100.0	-	-	21.8	8.6	4.3	0.3	64.1	0.9
（再掲）有料老人ホーム	4 640	100.0	-	-	0.0	6.4	5.8	0.0	87.6	0.2

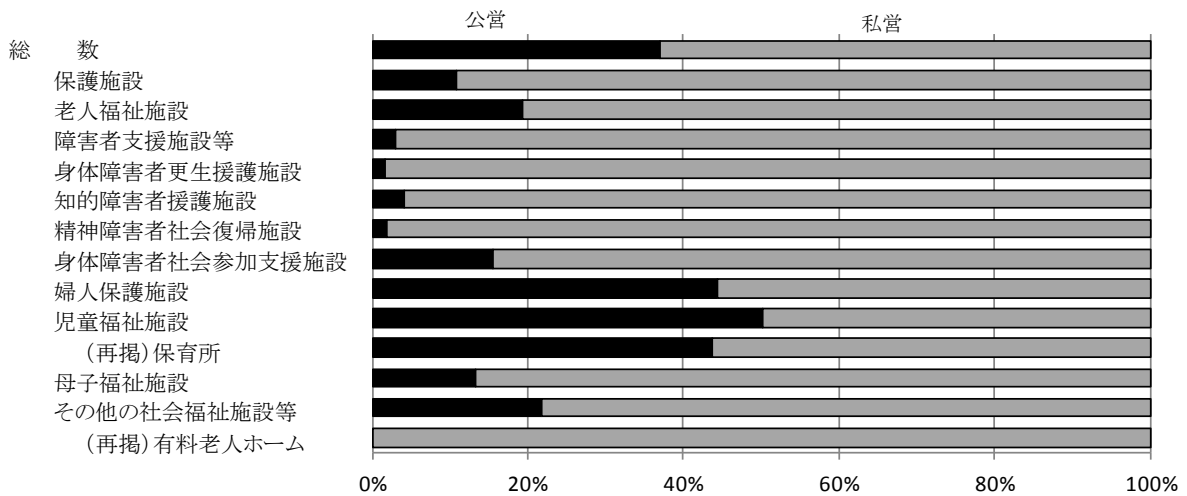
注:1) 「市区町村」には、一部事務組合・広域連合を含む。

2) 「その他の法人」には営利法人(会社)を含む。

3) 障害者自立支援法の経過措置による旧法(身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律)の施設である。

図2 施設の種類の別による公営-私営別施設の構成割合

平成23年10月1日現在



3 定員階級別施設の状況

定員を調査している施設の種類の種類を定員階級別にみると、「障害者支援施設等」、「婦人保護施設」などで「30人以下」が最も多くなっている。また、「保護施設」、「児童福祉施設」などでは「51～100人」が最も多くなっている。
(表3、統計表第8表)

表3 施設の種類の種類別にみた定員階級別施設の構成割合

(単位:%)

平成23年10月1日現在

	総数	30人以下	31～49人	50人	51～100人	101～150人	151～200人	201人以上
保護施設	100.0	7.6	2.1	16.1	51.3	16.5	5.5	0.8
老人福祉施設	100.0	29.1	5.2	41.6	20.7	2.6	0.5	0.2
障害者支援施設等	100.0	60.3	10.1	11.0	14.8	1.2	0.2	0.1
身体障害者更生援護施設 3)	100.0	44.8	16.8	15.7	21.3	1.4	-	-
知的障害者援護施設 3)	100.0	36.9	22.1	16.4	21.7	2.2	0.3	0.4
精神障害者社会復帰施設 3)	100.0	99.2	0.8	-	-	-	-	-
身体障害者社会参加支援施設	100.0	-	-	-	100.0	-	-	-
婦人保護施設	100.0	66.7	17.8	6.7	8.9	-	-	-
児童福祉施設 4)	100.0	8.1	8.4	2.5	48.2	25.7	5.0	2.1
(再掲) 保育所	100.0	4.9	7.4	1.8	50.5	27.8	5.3	2.2
その他の社会福祉施設等	100.0	47.5	20.0	4.2	22.7	3.0	1.1	1.4
(再掲) 有料老人ホーム	100.0	45.2	20.1	3.7	24.7	3.3	1.3	1.7

注:1) 調査対象となっている施設のうち、定員について調査を実施した施設のみ、集計している。

2) 総数には定員不詳の施設を含む。

3) 障害者自立支援法の経過措置による旧法(身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律)の施設である。

4) 児童福祉施設には母子生活支援施設を含まない。

4 職種別常勤換算従事者の状況

常勤換算従事者数は 769,777 人となっている。これを施設の種類の別職種別の構成割合をみると、保育所では「保育士」が 74.9%、障害者支援施設等では「生活指導・支援員等」が 52.4%、老人福祉施設では「介護職員」が 37.8%となっている（表4、統計表第1、5、9表）。

表4 施設の種類の別職種別常勤換算従事者の構成割合

平成23年10月1日現在

	総数	1) 保護施設	老人福祉施設	障害者支援施設等	2) 身体障害者更生支援施設	2) 知的障害者支援施設	2) 精神障害者社会復帰施設	身体障害者参加施設	婦人保護施設	1) 児童福祉施設(保育所を除く)	保育所	母子福祉施設	1) その他の社会福祉施設等
常勤換算従事者数 (人) 3)	769 777	6 232	40 446	71 572	5 857	20 975	2 134	2 758	364	76 326	447 013	251	95 850
構成割合 (%)													
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
施設長	4.9	3.5	7.5	4.2	4.0	4.6	15.9	7.7	7.4	5.5	4.8	10.4	4.6
サービス管理責任者	0.4	3.9	0.9	1.4	1.2
生活指導・支援員等 4)	9.5	12.3	10.7	52.4	11.7	53.6	35.3	9.3	34.8	17.1	...	1.2	4.3
職業・作業指導員	1.1	1.9	0.3	4.0	11.1	16.4	12.3	4.3	5.2	0.5	...	2.8	0.5
セラピスト	0.7	0.1	0.2	0.9	1.9	0.1	1.2	2.8	2.1	4.4	...	-	0.7
理学療法士	0.2	0.0	0.1	0.4	1.0	0.0	-	1.1	-	1.4	...	-	0.2
作業療法士	0.2	0.0	0.0	0.3	0.6	0.0	1.2	0.7	-	1.1	...	-	0.1
その他の療法士	0.3	0.0	0.1	0.2	0.3	0.0	-	1.0	2.1	1.9	...	-	0.4
心理・職能判定員	0.0	0.1	0.2	0.0	0.4
医師	0.4	0.4	0.4	0.3	0.5	0.4	1.4	0.3	1.2	1.3	0.2	-	0.1
保健師・助産師・看護師	4.1	6.5	6.1	4.5	7.1	2.9	1.6	2.4	6.7	12.9	1.3	0.4	8.9
精神保健福祉士	0.2	0.6	0.0	1.2	0.1	0.1	20.4	0.2	-	0.0
保育士	45.7	20.0	74.9	2.3	1.4
児童生活支援員	0.1	0.8	...	-	...
児童厚生員	1.3	13.4	...	-	...
母子指導員	0.1	0.8	...	-	...
介護職員	11.5	50.2	37.8	13.6	43.0	0.9	0.1	4.7	1.6	59.6
栄養士	1.9	3.2	4.8	2.0	2.2	2.4	0.2	0.2	4.5	1.7	1.8	-	1.0
調理員	8.6	10.1	12.6	5.1	5.6	7.4	1.1	0.8	16.0	5.7	10.0	3.9	6.3
事務員	3.7	7.0	10.9	5.0	5.9	7.0	6.3	22.0	9.6	4.9	1.8	36.5	5.4
その他の職員	6.0	4.1	8.7	2.7	5.8	2.9	2.6	45.5	11.1	10.9	5.1	42.4	7.0

- 注: 1) 保護施設には医療保護施設、児童福祉施設には助産施設、児童遊園、その他の社会福祉施設等には無料低額診療施設をそれぞれ含まない。
 2) 障害者自立支援法の経過措置による旧法(身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律)の施設である。
 3) 従事者数は常勤換算数であり、小数点以下第1位を四捨五入している。
 4) 生活指導・支援員等には、生活指導員、生活支援員、児童指導員、児童自立支援専門員が含まれるが、保護施設及び婦人保護施設は生活指導員のみである。
 5) 従事者数は調査対象となっている施設のうち、調査した職種分のみであり、調査した職種以外は「…」とした。

II 障害福祉サービス等事業所の状況

1 事業所数

(1) 事業の種類別の状況

障害福祉サービス等事業所の種類別構成割合をみると、「居宅介護事業」が25.2%と最も多く、次いで「重度訪問介護事業」が22.8%となっている。(表5、統計表第10表)

表5 事業の種類別事業所数及び構成割合

平成23年10月1日現在

事業の種類	事業所数	構成割合(%)
総数	51 538	100.0
居宅介護事業	13 000	25.2
重度訪問介護事業	11 732	22.8
行動援護事業	1 406	2.7
療養介護事業	34	0.1
生活介護事業	3 414	6.6
児童デイサービス事業	1 816	3.5
重度障害者等包括支援事業	47	0.1
相談支援事業	2 510	4.9
共同生活介護事業	3 052	5.9
共同生活援助事業	3 405	6.6
短期入所事業	3 311	6.4
自立訓練(機能訓練)事業	243	0.5
自立訓練(生活訓練)事業	792	1.5
就労移行支援事業	1 557	3.0
就労継続支援(A型)事業	629	1.2
就労継続支援(B型)事業	4 590	8.9

注： 障害者支援施設の昼間実施サービス(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援)を除く。

(2) 経営主体別事業所の状況

障害福祉サービス等事業所を事業所の種類別にみると、短期入所事業では「社会福祉法人」が83.1%と多く、重度訪問介護事業、居宅介護事業では「営利法人（会社）」がそれぞれ58.4%、56.8%と多くなっている（表6、統計表第11表）。

表6 事業の種類別にみた経営主体別事業所の構成割合

平成23年10月1日現在

	事業所数	構 成 割 合 (%)										
		総 数	国	地方公 共団体	社 会 福 祉 協 議 会	1) 社 会 福 祉 法 人	医 療 法 人	公 益 法 人	協 同 組 合	営 利 法 人 (会社)	特 定 非 営 利 活 動 法 人	そ の 他
居宅介護事業	13 000	100.0	-	0.4	11.4	15.0	3.7	0.8	2.0	56.8	9.1	0.9
重度訪問介護事業	11 732	100.0	-	0.3	11.1	14.3	3.5	0.7	2.0	58.4	8.8	0.9
行動援護事業	1 406	100.0	-	0.8	15.2	32.5	2.1	0.4	1.4	28.3	18.8	0.5
療養介護事業	34	100.0	85.3	2.9	-	5.9	-	-	2.9	-	-	2.9
生活介護事業	3 414	100.0	-	4.0	6.4	68.4	1.1	0.2	0.1	6.4	13.2	0.2
児童デイサービス事業	1 816	100.0	0.1	17.2	4.6	32.9	1.9	0.2	0.2	16.1	25.4	1.5
重度障害者等包括支援事業	47	100.0	-	2.1	6.4	57.4	-	-	-	21.3	12.8	-
相談支援事業	2 510	100.0	0.0	2.3	8.6	61.0	8.3	1.6	0.2	4.3	12.6	1.0
共同生活介護事業	3 052	100.0	0.0	0.5	0.4	72.7	4.6	0.2	0.0	2.0	19.2	0.3
共同生活援助事業	3 405	100.0	-	0.7	0.4	61.9	13.3	1.2	-	2.4	19.5	0.6
短期入所事業	3 311	100.0	1.6	4.7	0.6	83.1	4.4	0.5	0.1	1.5	2.7	0.7
自立訓練（機能訓練）事業	243	100.0	-	7.4	15.6	42.8	4.1	0.4	0.8	21.8	6.6	0.4
自立訓練（生活訓練）事業	792	100.0	-	2.7	6.4	56.9	7.7	0.4	0.1	7.6	17.3	0.9
就労移行支援事業	1 557	100.0	-	2.6	1.0	68.8	3.1	0.6	-	5.9	17.0	0.8
就労継続支援（A型）事業	629	100.0	-	-	0.5	45.6	0.8	0.2	0.2	25.6	24.0	3.2
就労継続支援（B型）事業	4 590	100.0	-	2.3	3.8	56.8	2.0	0.3	-	3.1	30.7	0.8

注:1) 社会福祉法人には社会福祉協議会を含まない。

2) 障害者支援施設の昼間実施サービス(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援)を除く。

(3) 利用実人員階級別事業所の状況

9月中に利用者がいた障害福祉サービス等事業所を利用実人員階級別にみると、重度訪問介護事業では「1～4人」が85.9%と最も多く、居宅介護事業、行動援護事業、相談支援事業、共同生活援助事業、短期入所事業なども「1～4人」が最も多くなっている。

一方、生活介護事業、就労継続支援（A型）事業、就労継続支援（B型）事業では「10～19人」が最も多くなっている。

療養介護事業は「50人以上」が57.6%となっている。（表7、統計表第12表）

表7 事業の種類別にみた利用実人員階級別事業所の構成割合

平成23年10月1日現在

	9月中に 利用者がいた 事業所数	構 成 割 合 (%)								
		総数	1～4人	5～9人	10～19 人	20～29 人	30～39 人	40～49 人	50人 以上	利用者数 不詳
居宅介護事業	11 614	100.0	40.2	27.6	20.5	6.1	2.6	1.2	1.7	0.1
重度訪問介護事業	3 795	100.0	85.9	9.6	3.3	0.7	0.2	0.1	0.2	0.1
行動援護事業	810	100.0	56.9	23.1	14.3	3.0	1.6	0.4	0.7	-
(再掲)障害者	…	100.0	70.6	18.2	8.7	1.0	0.7	0.6	0.1	-
(再掲)障害児	…	100.0	70.4	19.0	8.4	1.4	0.6	-	0.2	-
療養介護事業	33	100.0	3.0	-	12.1	15.2	9.1	3.0	57.6	-
生活介護事業	3 273	100.0	11.9	12.3	26.2	20.9	11.7	7.5	8.8	0.6
児童デイサービス事業	1 755	100.0	3.9	5.5	21.1	23.0	14.8	9.7	21.9	0.2
重度障害者等包括支援事業	11	100.0	81.8	18.2	-	-	-	-	-	-
相談支援事業	719	100.0	63.8	18.2	11.5	1.9	1.3	0.3	0.4	2.5
共同生活介護事業	2 970	100.0	28.4	31.4	22.6	8.7	3.4	1.7	2.6	1.2
共同生活援助事業	2 628	100.0	47.2	29.6	15.0	4.5	1.5	0.8	0.7	0.8
短期入所事業	2 700	100.0	40.6	25.7	18.7	7.6	3.7	1.2	2.1	0.4
(再掲)障害者	…	100.0	43.8	25.7	18.2	6.5	2.9	0.8	1.7	0.4
(再掲)障害児	…	100.0	59.9	22.4	12.6	2.4	1.0	0.3	0.2	1.2
自立訓練(機能訓練)事業	95	100.0	38.9	22.1	17.9	10.5	4.2	2.1	4.2	-
自立訓練(生活訓練)事業	679	100.0	24.7	32.7	27.2	10.6	2.5	1.2	0.7	0.3
就労移行支援事業	1 530	100.0	17.1	40.3	30.2	8.3	2.9	0.9	0.3	-
就労継続支援(A型)事業	621	100.0	4.8	17.9	34.9	23.5	10.1	4.0	4.3	0.3
就労継続支援(B型)事業	4 557	100.0	2.6	9.4	36.9	28.7	12.7	5.3	4.0	0.3

注：1) 「(再掲)障害者」は18歳以上の利用者、「(再掲)障害児」は18歳未満の利用者である。

2) 障害者支援施設の昼間実施サービス(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援)を除く。

2 利用状況

(1) 療養介護、生活介護、児童デイサービス、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型、B型）の利用状況

9月中の利用者1人当たり利用日数をみると、療養介護サービスの利用は26.1日、就労継続支援（A型）サービスの利用は17.5日、就労移行支援サービスの利用は16.1日となっている（表8、図3、統計表第13表）。

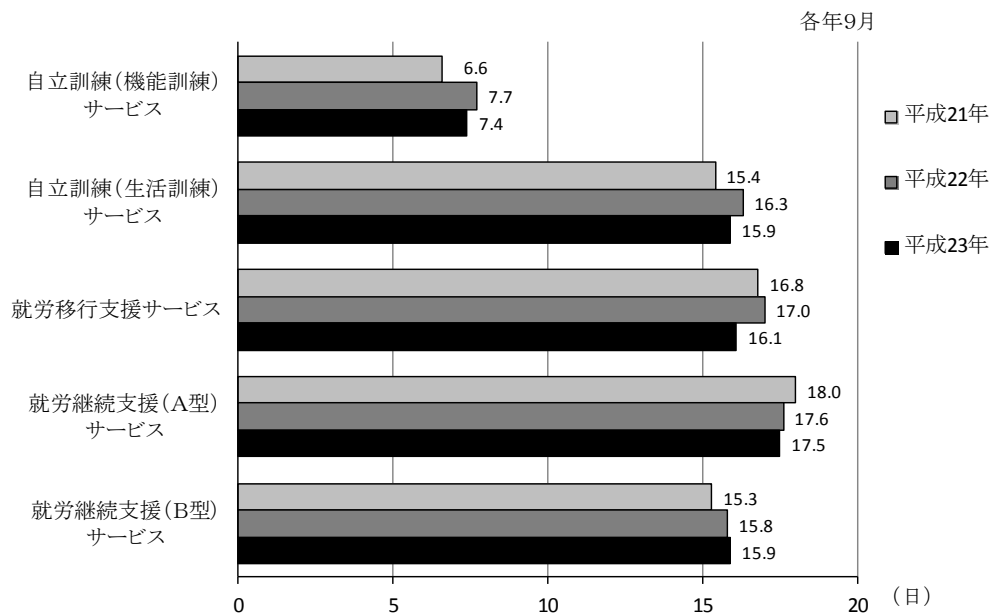
表8 療養介護・生活介護・児童デイサービス・自立訓練（機能訓練、生活訓練）・就労移行支援・就労継続支援（A型、B型）の利用状況

平成23年9月								
	療養介護サービス	生活介護サービス	児童デイサービス	自立訓練（機能訓練）サービス	自立訓練（生活訓練）サービス	就労移行支援サービス	就労継続支援（A型）サービス	就労継続支援（B型）サービス
利用実人員(人)	1 810	74 581	64 483	1 281	7 797	16 266	12 309	99 182
利用延人数(人)	47 279	1 144 670	330 094	9 475	123 870	262 274	214 868	1 576 805
利用者1人当たり利用日数(日)	26.1	15.3	5.1	7.4	15.9	16.1	17.5	15.9

注:1) 9月中に利用者がいた事業所のうち、利用実人員不詳及び利用延人数不詳の事業所を除いて算出した。

2) 障害者支援施設の昼間実施サービス(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援)を除く。

図3 自立訓練（機能訓練、生活訓練）・就労移行支援・就労継続支援（A型・B型）の9月中の利用者1人当たり利用日数



注:1) 9月中に利用者がいた事業所のうち、利用実人員及び利用延人数不詳の事業所を除いて算出した。

2) 障害者支援施設の昼間実施サービス(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援)を除く。

(2) 居宅介護、重度訪問介護、行動援護の利用状況

9月中の利用者1人当たりの訪問回数をみると、居宅介護サービスを利用する障害者では、「身体介護が中心」が17.4回と最も多く、次いで「家事援助が中心」が10.6回となっている。

一方、重度訪問介護サービスを利用する障害者では、30.6回となっており、そのうち移動介護が8.2回となっている。

また、行動援護サービスを利用する障害者では、5.6回となっている。(表9、統計表第13表)

表9 障害者・障害児別にみた居宅介護・重度訪問介護・行動援護の利用状況

平成23年9月

		居宅介護サービスの内容					重 度 訪 問 介 護 サ ー ビ ス	うち移動 介護	行 動 援 護 サ ー ビ ス
		身体介護 が中心	通院介助が中心		通院等乗降 介助が中心	家事援助 が中心			
			身体介護を 伴う	身体介護を 伴わない					
障 害 者	利用実人員(人)	44 616	9 595	5 518	2 105	63 292	10 535	4 338	2 991
	訪問回数合計(回)	778 382	41 420	17 316	18 730	671 536	322 089	35 654	16 607
	利用者1人当たり 訪問回数(回)	17.4	4.3	3.1	8.9	10.6	30.6	8.2	5.6
	利用実人員(人)	7 675	732	109	52	1 073	・	・	2 203
障 害 児	訪問回数合計(回)	84 396	2 668	456	524	10 859	・	・	12 755
	利用者1人当たり 訪問回数(回)	11.0	3.6	4.2	10.1	10.1	・	・	5.8

注:1) 9月中に利用者がいた事業所のうち、利用実人員不詳及び訪問回数不詳の事業所を除いて算出した。

2) 居宅介護サービスの利用実人員は、サービスの内容別に利用者を計上している。

(3) 重度障害者等包括支援、相談支援、共同生活介護、共同生活援助、短期入所の利用状況

9月中の利用者1人当たり利用日数をみると、重度障害者等包括支援サービスは24.3日、短期入所サービスの利用は、障害者が6.6日、障害児が4.8日となっている(表10、統計表第13表)。

表10 重度障害者等包括支援・相談支援・共同生活介護・共同生活援助・短期入所の利用状況

平成23年9月

	重度障害者等 包括支援 サービス	2) 相談支援 サービス	3) 共同生活介護 サービス	3) 共同生活援助 サービス	短期入所サービス	
					障害者	障害児
利用実人員(人)	23	3 725	35 936	19 527	23 016	4 878
利用日数合計(日)	559	・	・	・	151 983	23 629
利用者1人当たり 利用日数(日)	24.3	・	・	・	6.6	4.8

注:1) 9月中に利用者がいた事業所のうち、利用実人員不詳及び利用日数不詳の事業所を除いて算出した。

2) 相談支援サービスについては、サービス利用計画を作成した利用実人員である。

3) 共同生活介護サービス、共同生活援助サービスについては、9月末日の利用実人員である。

3 職種別常勤換算従事者の状況

障害福祉サービス等事業所の常勤換算従事者数は、居宅介護事業で71,983人、生活介護事業で32,199人、就労継続支援（B型）事業で24,848人となっている。

また、職種別に構成割合をみると、居宅介護事業、重度訪問介護事業、行動援護事業ではホームヘルパーが約5割を占めている。（表11、統計表第14表）

表11 事業の種類別にみた職種別常勤換算従事者数の構成割合

平成23年10月1日現在

	常勤換算従事者数(人)	構成割合(%)								
		総数	介護福祉士	ホームヘルパー			重度訪問介護従事者養成研修修了者	行動援護従事者養成研修修了者	その他	
				総数	ホームヘルパー1級	ホームヘルパー2級				ホームヘルパー3級
居宅介護事業	71 983	100.0	38.4	54.8	5.6	49.0	0.1	1.5	1.6	3.7
重度訪問介護事業	20 752	100.0	37.3	53.5	5.0	48.3	0.2	4.0	1.1	4.0
行動援護事業	3 732	100.0	36.1	46.4	4.7	41.4	0.4	2.1	11.4	4.0

	常勤換算従事者数(人)	構成割合(%)					
		総数	サービス管理責任者	医師	看護師	生活支援員	その他
療養介護事業	1 885	100.0	2.7	4.2	61.0	24.0	8.1

	常勤換算従事者数(人)	構成割合(%)						
		総数	サービス管理責任者	医師	保健師・看護師	理学・作業療法士	生活支援員	その他
生活介護事業	32 199	100.0	8.3	0.9	6.8	0.7	69.8	13.6

	常勤換算従事者数(人)	構成割合(%)				
		総数	サービス管理責任者	指導員	保育士	その他
児童デイサービス事業	9 327	100.0	17.0	40.1	31.5	11.4

	常勤換算従事者数(人)	構成割合(%)		
		総数	サービス提供責任者	その他
重度障害者等包括支援事業	52	100.0	46.2	53.8

	常勤換算従事者数(人)	構成割合(%)			
		総数	管理者	相談支援専門員	その他
相談支援事業	1 720	100.0	20.3	60.6	19.0

	常勤換算従事者数(人)	構成割合(%)				
		総数	サービス管理責任者	世話人	生活支援員	その他
共同生活介護・共同生活援助事業 ⁴⁾	22 984	100.0	12.6	59.2	24.2	3.9

	常勤換算従事者数(人)	構成割合(%)										
		総数	医師	保健師・看護師	心理・職能判定員	理学・作業療法士	生活支援員	職業指導員	介護職員	児童指導員	保育士	その他
短期入所事業 ⁵⁾	17 996	100.0	1.9	7.3	0.3	1.1	49.8	1.3	19.2	1.4	1.0	16.7

	常勤換算従事者数(人)	構成割合(%)						
		総数	サービス管理責任者	保健師・看護師	理学・作業療法士	生活支援員	訪問支援員	その他
自立訓練(機能訓練)事業	523	100.0	11.9	15.3	10.9	35.6	2.1	24.3
自立訓練(生活訓練)事業	2 451	100.0	19.0	2.6	...	63.2	2.0	13.2

	常勤換算従事者数(人)	構成割合(%)					
		総数	サービス管理責任者	生活支援員	職業指導員	就労支援員	その他
就労移行支援事業	7 034	100.0	15.2	24.0	29.7	24.4	6.7
就労継続支援(A型)事業	3 676	100.0	14.6	25.6	45.8	...	14.1
就労継続支援(B型)事業	24 848	100.0	15.2	31.9	39.7	...	13.2

注:1) 平成23年9月中に利用者がいた事業所の従事者数である。

2) 従事者数は常勤換算数であり、小数点以下第1位を四捨五入している。

3) 障害者支援施設の昼間実施サービス(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援)を除く。

4) 共同生活援助事業には、「生活支援員」は含まない。

5) 短期入所事業の従事者には空床型の事業所の従事者を含まない。

6) 従事者数は調査した職種分のみであり、調査した職種以外は「…」とした。

統計表

第1表 総括表

平成23年10月1日現在

施設の種類	施設数	定員(人)	在所要者数(人)	従事者数(人) ²⁾
総数	50 129	2 771 372	2 684 538	769 777
保護施設	294	20 239	19 342	6 232
救護施設	184	16 885	16 824	5 803
更生施設	21	1 911	1 651	286
医療保護施設	58	…	…	…
授産施設	20	623	439	107
宿所提供施設	11	820	428	37
老人福祉施設	4 827	145 972	136 029	40 446
養護老人ホーム	893	60 752	56 381	15 847
養護老人ホーム(一般)	847	58 083	53 752	14 807
養護老人ホーム(盲)	46	2 669	2 629	1 040
軽費老人ホーム	2 001	85 220	79 648	18 380
軽費老人ホーム A 型	208	12 232	11 366	2 781
軽費老人ホーム B 型	24	1 090	717	66
軽費老人ホーム(ケアハウス)	1 769	71 898	67 565	15 533
老人福祉センター	1 933	.	.	6 220
老人福祉センター(特 A 型)	222	.	.	880
老人福祉センター(A 型)	1 306	.	.	4 538
老人福祉センター(B 型)	405	.	.	802
障害者支援施設等	4 263	141 048	105 317	71 572
障害者支援施設 ³⁾	1 661	94 405	103 724	62 278
地域活動支援センター	2 446	44 702	.	8 974
福祉ホーム	156	1 941	1 593	320
旧身体障害者福祉法による身体障害者更生援護施設	286	11 768	10 743	5 857
肢体不自由者更生施設	15	844	669	301
視覚障害者更生施設	1	90	44	22
聴覚・言語障害者更生施設	1	30	30	15
内部障害者更生施設	2	202	67	39
身体障害者療護施設	106	5 834	5 694	3 913
身体障害者入所授産施設	44	1 965	1 625	675
身体障害者通所授産施設	78	1 856	1 863	589
身体障害者小規模通所授産施設	31	542	503	125
身体障害者福祉工場	8	405	248	179
旧知的障害者福祉法による知的障害者援護施設	1 127	50 617	50 827	20 975
知的障害者入所更生施設	397	24 883	24 380	12 178
知的障害者通所更生施設	133	4 231	4 310	1 550
知的障害者入所授産施設	94	5 596	5 311	2 198
知的障害者通所授産施設	424	14 106	15 308	4 655
知的障害者小規模通所授産施設	20	323	270	82
知的障害者通勤寮	54	1 333	1 124	269
知的障害者福祉工場	5	145	124	43
旧精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による 精神障害者社会復帰施設	366	7 572	6 288	2 134
精神障害者生活訓練施設	162	3 285	2 081	1 086
精神障害者福祉ホーム(B型)	82	1 636	1 355	355
精神障害者授産施設(入所)	10	254	203	76
精神障害者授産施設(通所)	66	1 504	1 642	438
精神障害者小規模通所授産施設	44	834	965	167
精神障害者福祉工場	2	59	42	12

施設の種類	施設数	定員(人)	在所者数(人)	従事者数(人) ²⁾
身体障害者社会参加支援施設	318	360	...	2 758
身体障害者福祉センター	165	.	.	1 259
身体障害者福祉センター(A型)	33	.	.	512
身体障害者福祉センター(B型)	132	.	.	747
障害者更生センター	5	360	...	115
補装具製作施設	17	.	.	150
盲導犬訓練施設	11	216
点字図書館	73	.	.	617
点字出版施設	11	.	.	117
聴覚障害者情報提供施設	36	.	.	284
婦人保護施設	45	1 275	411	364
児童福祉施設	31 599	2 144 248	2 157 692	523 339
助産施設	403
乳児院	127	3 823	3 035	4 088
母子生活支援施設 ⁴⁾	259	5 240	10 042	1 972
保育所	21 751	2 059 667	2 084 136	447 013
児童養護施設	578	33 782	29 214	15 575
知的障害児施設	225	9 461	8 255	5 791
自閉症児施設	7	283	185	268
知的障害児通園施設	256	9 541	11 174	4 952
盲児施設	9	183	119	110
ろうあ児施設	10	214	142	130
難聴幼児通園施設	23	788	893	277
肢体不自由児施設	59	3 684	1 954	3 728
肢体不自由児通園施設	97	3 620	2 706	1 573
肢体不自由児療護施設	6	260	235	186
重症心身障害児施設	133	13 289	12 771	17 737
情緒障害児短期治療施設	37	1 704	1 251	948
児童自立支援施設	58	3 949	1 622	1 801
児童家庭支援センター	79	.	.	223
児童館	4 318	.	.	16 966
小型児童館	2 568	.	.	8 490
児童センター	1 625	.	.	7 644
大型児童館A型	18	.	.	332
大型児童館B型	4	.	.	55
大型児童館C型	1	.	.	126
その他の児童館	102	.	.	318
児童遊園	3 164
母子福祉施設	60	251
母子福祉センター	56	.	.	237
母子休養ホーム	4	14
その他の社会福祉施設等	6 944	248 273	197 889	95 850
授産施設	69	2 251	1 980	380
宿所提供施設	281	9 206	8 027	690
盲人ホーム	17	340	...	35
無料低額診療施設	325
隣保館	1 024	.	.	2 464
へき地保健福祉館	59	.	.	16
へき地保育所	529	20 302	8 377	1 828
有料老人ホーム	4 640	216 174	179 505	90 439

注:1) 回収できた施設のうち、活動中の施設について集計している。

2) 従事者数は常勤換算数であり、小数点以下第1位を四捨五入している。

3) 障害者支援施設の在所者数の内訳は、入所者数 88 509人、通所者数 15 215人である。

4) 母子生活支援施設の定員は世帯数、在所者数は世帯人員であり、定員と在所者の総数に含まない。

第2表 施設の種類、年次別施設数

各年10月1日現在

施設の種類	平成18年	19	20	平成21年	22	23
	(2006)	(2007)	(2008)	(2009)	(2010)	(2011)
総 数	61 970	61 804	61 778	57 502	50 343	50 129
保護施設	298	302	300	299	297	294
救護施設	183	188	187	186	188	184
更生施設	19	19	20	20	19	21
医療保護施設	63	64	60	60	60	58
授産施設	21	21	21	21	20	20
宿所提供施設	12	10	12	12	10	11
老人福祉施設	10 116	9 446	9 236	8 421	4 858	4 827
養護老人ホーム	962	958	964	932	909	893
養護老人ホーム(一般)	912	909	915	882	861	847
養護老人ホーム(盲)	50	49	49	50	48	46
軽費老人ホーム	2 016	2 059	2 095	2 050	1 964	2 001
軽費老人ホーム A 型	234	233	229	217	218	208
軽費老人ホーム B 型	32	31	31	29	28	24
軽費老人ホーム(ケアハウス)	1 750	1 795	1 835	1 804	1 718	1 769
老人福祉センター	2 260	2 234	2 228	2 013	1 985	1 933
老人福祉センター(特 A 型)	260	260	267	243	236	222
老人福祉センター(A 型)	1 569	1 545	1 527	1 390	1 363	1 306
老人福祉センター(B 型)	431	429	434	380	386	405
老人介護支援センター	4 878	4 195	3 949	3 426
障害者支援施設等	.	2 233	2 898	3 334	3 764	4 263
障害者支援施設	.	197	458	751	1 204	1 661
地域活動支援センター	.	1 859	2 267	2 432	2 410	2 446
福祉ホーム	.	177	173	151	150	156
旧身体障害者福祉法による身体障害者更生援護施設	1 508	1 188	972	715	498	286
肢体不自由者更生施設	81	63	47	40	31	15
視覚障害者更生施設	19	11	8	4	1	1
聴覚・言語障害者更生施設	3	2	2	2	1	1
内部障害者更生施設	7	6	5	5	3	2
身体障害者療護施設	499	455	389	292	190	106
身体障害者福祉ホーム	71
身体障害者入所授産施設	197	176	144	116	82	44
身体障害者通所授産施設	330	256	210	156	122	78
身体障害者小規模通所授産施設	265	193	147	87	57	31
身体障害者福祉工場	36	26	20	13	11	8
旧知的障害者福祉法による知的障害者援護施設	4 682	3 873	3 315	2 567	2 001	1 127
知的障害者デイサービスセンター	234
知的障害者入所更生施設	1 470	1 385	1 221	987	733	397
知的障害者通所更生施設	536	465	392	299	238	133
知的障害者入所授産施設	226	209	186	150	134	94
知的障害者通所授産施設	1 553	1 424	1 220	927	753	424
知的障害者小規模通所授産施設	405	243	166	93	57	20
知的障害者通勤寮	121	112	107	93	73	54
知的障害者福祉ホーム	68
知的障害者福祉工場	69	35	23	18	13	5
旧精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による	1 697	935	782	635	504	366
精神障害者社会復帰施設	289	264	238	217	195	162
精神障害者福祉ホーム	241	109	112	103	94	82
精神障害者福祉ホーム(B型を除く)	123
精神障害者福祉ホーム(B型)	118	109	112	103	94	82
精神障害者授産施設(入所)	30	24	20	16	13	10
精神障害者授産施設(通所)	296	228	186	136	111	66
精神障害者小規模通所授産施設	395	298	216	156	89	44
精神障害者福祉工場	18	12	10	7	2	2
精神障害者地域生活支援センター	428

施設の種類	平成18年 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	平成21年 (2009)	22 (2010)	23 (2011)
身体障害者社会参加支援施設	844	377	374	351	337	318
身体障害者福祉センター	243	223	221	201	182	165
身体障害者福祉センター(A型)	39	37	36	35	32	33
身体障害者福祉センター(B型)	204	186	185	166	150	132
在宅障害者デイサービス施設	453
障害者更生センター	6	6	6	6	5	5
補装具製作施設	18	17	17	17	18	17
盲導犬訓練施設	9	10	10	10	11	11
点字図書館	73	74	73	71	73	73
点字出版施設	13	13	12	11	12	11
聴覚障害者情報提供施設	29	34	35	35	36	36
婦人保護施設	49	49	48	48	47	45
児童福祉施設	33 464	33 524	33 431	32 353	31 623	31 599
助産施設	425	419	415	415	413	403
乳児院	120	121	121	123	125	127
母子生活支援施設	278	272	270	259	262	259
保育所	22 720	22 838	22 898	22 250	21 681	21 751
児童養護施設	559	564	569	563	582	578
知的障害児施設	254	251	248	239	224	225
自閉症児施設	7	6	7	7	5	7
知的障害児通園施設	254	257	258	253	230	256
盲児施設	10	10	10	10	9	9
ろうあ児施設	13	14	13	10	10	10
難聴幼児通園施設	25	25	25	25	23	23
肢体不自由児施設	62	63	62	56	56	59
肢体不自由児通園施設	99	98	99	99	83	97
肢体不自由児療護施設	6	6	7	6	6	6
重症心身障害児施設	115	124	125	118	116	133
情緒障害児短期治療施設	31	31	32	31	37	37
児童自立支援施設	58	58	58	55	58	58
児童家庭支援センター	61	67	70	67	75	79
児童館	4 718	4 700	4 689	4 360	4 345	4 318
小型児童館	2 886	2 836	2 799	2 602	2 594	2 568
児童センター	1 708	1 738	1 750	1 632	1 616	1 625
大型児童館A型	18	18	19	19	19	18
大型児童館B型	4	4	4	4	4	4
大型児童館C型	1	1	1	1	1	1
その他の児童館	101	103	116	102	111	102
児童遊園	3 649	3 600	3 455	3 407	3 283	3 164
母子福祉施設	73	72	69	62	63	60
母子福祉センター	68	67	64	59	59	56
母子休養ホーム	5	5	5	3	4	4
その他の社会福祉施設等	9 239	9 805	10 353	8 717	6 351	6 944
授産施設	113	78	75	72	67	69
宿所提供施設	222	233	232	182	213	281
盲人ホーム	24	22	21	19	20	17
無料低額診療施設	233	241	249	264	283	325
隣保館	1 187	1 181	1 160	985	1 026	1 024
へき地保健福祉館	119	112	106	44	32	59
へき地保育所	813	748	690	608	566	529
地域福祉センター	445	446	464	365
老人憩の家	4 079	4 041	3 923	2 585
老人休養ホーム	36	32	33	28
有料老人ホーム	1 968	2 671	3 400	3 565	4 144	4 640

注：平成21年以降は調査方法等の変更による回収率変動の影響を受けているため、20年以前との年次比較は行っていない。
 なお、回収できた施設のうち、活動中の施設について集計している。

第3表 施設の種類、年次別定員

(単位:人)

各年10月1日現在

施 設 の 種 類	平成18年	19	20	平成21年 ¹⁾	22 ¹⁾	23 ¹⁾
	(2006)	(2007)	(2008)	(2009)	(2010)	(2011)
総 数	2 798 858	2 821 554	2 840 422	2 797 820	2 747 387	2 771 372
保護施設	20 424	20 460	20 483	20 679	20 463	20 239
救護施設	16 919	17 158	17 062	17 146	17 286	16 885
更生施設	1 799	1 771	1 744	1 921	1 832	1 911
授産施設	765	735	735	685	645	623
宿所提供施設	941	796	942	927	700	820
老人福祉施設	150 992	152 742	154 298	150 243	146 152	145 972
養護老人ホーム	66 667	66 375	66 239	64 194	62 307	60 752
養護老人ホーム(一般)	63 753	63 511	63 375	61 350	59 533	58 083
養護老人ホーム(盲)	2 914	2 864	2 864	2 844	2 774	2 669
軽費老人ホーム	84 325	86 367	88 059	86 049	83 845	85 220
軽費老人ホーム A 型	13 698	13 605	13 355	12 765	12 835	12 232
軽費老人ホーム B 型	1 467	1 450	1 463	1 363	1 285	1 090
軽費老人ホーム(ケアハウス)	69 160	71 312	73 241	71 921	69 725	71 898
障害者支援施設等	.	15 508	30 329	88 211	114 509	141 048
障害者支援施設	.	13 455	28 309	45 204	69 832	94 405
地域活動支援センター	41 174	42 759	44 702
福祉ホーム	.	2 053	2 020	1 833	1 918	1 941
旧身体障害者福祉法による身体障害者更生援護施設	62 378	51 922	41 897	30 838	20 731	11 768
肢体不自由者更生施設	5 045	3 645	2 577	2 141	1 715	844
視覚障害者更生施設	1 744	674	499	244	90	90
聴覚・言語障害者更生施設	160	60	60	60	30	30
内部障害者更生施設	501	401	371	371	262	202
身体障害者療護施設	27 712	25 795	21 824	15 833	10 062	5 834
身体障害者福祉ホーム	868
身体障害者入所授産施設	11 012	9 704	7 669	6 072	4 023	1 965
身体障害者通所授産施設	8 978	6 830	5 372	3 956	3 016	1 856
身体障害者小規模通所授産施設	4 589	3 476	2 568	1 560	1 032	542
身体障害者福祉工場	1 769	1 337	957	601	501	405
旧知的障害者福祉法による知的障害者援護施設	202 167	180 020	153 954	119 402	90 782	50 617
知的障害者入所更生施設	96 627	88 877	77 987	62 743	45 880	24 883
知的障害者通所更生施設	20 426	17 473	14 035	10 187	7 791	4 231
知的障害者入所授産施設	14 360	13 240	11 306	8 994	8 160	5 596
知的障害者通所授産施設	58 163	52 600	44 599	33 085	25 820	14 106
知的障害者小規模通所授産施設	6 846	4 180	2 807	1 648	963	323
知的障害者通勤寮	2 857	2 661	2 560	2 236	1 793	1 333
知的障害者福祉ホーム	874
知的障害者福祉工場	2 014	989	660	509	375	145
旧精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による	25 542	19 819	16 373	13 257	10 475	7 572
精神障害者社会復帰施設	5 992	5 466	4 897	4 442	4 008	3 285
精神障害者生活訓練施設	3 645	2 199	2 249	2 081	1 888	1 636
精神障害者福祉ホーム	1 259
精神障害者福祉ホーム(B型を除く)	1 259
精神障害者福祉ホーム(B型)	2 386	2 199	2 249	2 081	1 888	1 636
精神障害者授産施設(入所)	801	641	533	431	344	254
精神障害者授産施設(通所)	6 946	5 356	4 305	3 147	2 488	1 504
精神障害者小規模通所授産施設	7 645	5 837	4 121	2 968	1 689	834
精神障害者福祉工場	513	320	268	188	58	59
身体障害者社会参加支援施設	440	440	440	440	360	360
障害者更生センター	440	440	440	440	360	360
婦人保護施設	1 426	1 429	1 359	1 380	1 363	1 275
児童福祉施設	2 169 577	2 192 158	2 207 508	2 157 086	2 114 718	2 144 248
乳児院	3 707	3 727	3 710	3 744	3 778	3 823
母子生活支援施設 2)	5 410	5 334	5 391	5 197	5 409	5 240
保育所	2 083 061	2 105 747	2 121 377	2 073 744	2 033 292	2 059 667
児童養護施設	33 561	33 917	33 994	33 484	34 215	33 782
知的障害児施設	11 932	11 212	10 877	10 232	9 446	9 461
自閉症児施設	300	260	300	283	218	283
知的障害児通園施設	9 349	9 465	9 502	9 276	8 317	9 541
盲児施設	254	233	194	193	183	183
ろうみ施設	408	388	264	193	213	214
難聴幼児通園施設	843	843	854	854	788	788
肢体不自由児施設	5 070	4 827	4 386	4 029	3 694	3 684
肢体不自由児通園施設	3 789	3 725	3 734	3 705	3 070	3 620
肢体不自由児療護施設	290	290	310	260	310	260
重症心身障害児施設	11 426	12 004	12 460	11 843	11 456	13 289
情緒障害児短期治療施設	1 486	1 484	1 541	1 469	1 709	1 704
児童自立支援施設	4 101	4 036	4 005	3 777	4 029	3 949
その他の社会福祉施設等	165 912	187 056	213 781	216 284	227 834	248 273
授産施設	4 043	2 572	2 496	2 381	2 171	2 251
宿所提供施設	7 911	8 033	7 880	6 910	7 593	9 206
盲人ホーム	493	440	400	380	400	340
へき地保育所	30 310	28 030	26 070	23 368	21 698	20 302
有料老人ホーム	123 155	147 981	176 935	183 245	195 972	216 174

注: 1) 平成21年以降は調査方法等の変更による回収率変動の影響を受けているため、20年以前の年次比較は行っていません。
 なお、回収できた施設のうち、活動中の施設について集計している。

- 2) 母子生活支援施設の定員は世帯数であり、定員の総数に含まない。
 3) 定員を調査していない施設は掲載していない。

第4表 施設の種類、年次別在所者数

(単位:人)

各年10月1日現在

施設の種類	平成18年	19	20	平成21年 ¹⁾	22 ¹⁾	23 ¹⁾
	(2006)	(2007)	(2008)	(2009)	(2010)	(2011)
総数	2 749 860	2 765 504	2 776 077	2 709 347	2 653 865	2 684 538
保護施設	19 649	19 822	20 054	20 040	19 745	19 342
救護施設	17 018	17 307	17 317	17 263	17 375	16 824
更生施設	1 604	1 581	1 616	1 748	1 457	1 651
授産施設	582	559	565	495	482	439
宿所提供施設	445	375	556	534	431	428
老人福祉施設	142 158	143 624	145 173	140 989	136 230	136 029
養護老人ホーム	62 563	62 406	62 075	60 013	58 054	56 381
養護老人ホーム(一般)	59 701	59 581	59 256	57 255	55 314	53 752
養護老人ホーム(盲)	2 862	2 825	2 819	2 758	2 740	2 629
軽費老人ホーム	79 595	81 218	83 098	80 976	78 176	79 648
軽費老人ホーム A 型	12 827	12 622	12 457	11 956	11 875	11 366
軽費老人ホーム B 型	1 053	995	959	900	840	717
軽費老人ホーム(ケアハウス)	65 715	67 601	69 682	68 120	65 461	67 565
障害者支援施設等	.	14 105	28 373	46 879	71 162	105 317
障害者支援施設	.	12 363	26 724	45 345	69 597	103 724
福祉ホーム	.	1 742	1 649	1 534	1 565	1 593
旧身体障害者福祉法による身体障害者更生援護施設	58 276	49 085	39 872	29 408	19 322	10 743
肢体不自由者更生施設	3 949	3 118	2 115	1 874	1 371	669
視覚障害者更生施設	1 009	518	442	152	45	44
聴覚・言語障害者更生施設	100	54	47	49	28	30
内部障害者更生施設	315	296	249	240	141	67
身体障害者療護施設	27 679	25 564	21 732	15 924	9 977	5 694
身体障害者福祉ホーム	745
身体障害者入所授産施設	10 429	8 963	7 065	5 481	3 556	1 625
身体障害者通所授産施設	8 381	6 425	5 178	3 848	2 955	1 863
身体障害者小規模通所授産施設	4 349	3 200	2 394	1 470	957	503
身体障害者福祉工場	1 320	947	650	370	292	248
旧知的障害者福祉法による知的障害者援護施設	196 683	175 971	151 983	119 011	90 831	50 827
知的障害者入所更生施設	95 252	87 264	76 627	61 832	45 166	24 380
知的障害者通所更生施設	19 413	16 924	13 850	10 241	7 893	4 310
知的障害者入所授産施設	13 927	12 522	10 695	8 504	7 636	5 311
知的障害者通所授産施設	56 912	52 255	45 449	34 523	27 364	15 308
知的障害者小規模通所授産施設	6 046	3 671	2 495	1 442	880	270
知的障害者通動寮	2 632	2 441	2 271	1 989	1 560	1 124
知的障害者福祉ホーム	701
知的障害者福祉工場	1 800	894	596	480	332	124
旧精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者社会復帰施設	25 270	19 194	15 564	12 240	9 124	6 288
精神障害者生活訓練施設	4 400	3 980	3 332	3 018	2 717	2 081
精神障害者福祉ホーム	2 964	1 801	1 874	1 709	1 542	1 355
精神障害者福祉ホーム(B型を除く)	1 021
精神障害者福祉ホーム(B型)	1 943	1 801	1 874	1 709	1 542	1 355
精神障害者授産施設(入所)	685	536	443	341	278	203
精神障害者授産施設(通所)	7 698	5 760	4 794	3 412	2 652	1 642
精神障害者小規模通所授産施設	9 112	6 821	4 901	3 589	1 893	965
精神障害者福祉工場	411	296	220	171	42	42
婦人保護施設	585	615	569	563	521	411
児童福祉施設	2 192 088	2 207 034	2 213 149	2 173 600	2 127 760	2 157 692
乳児院	3 143	3 190	3 124	3 113	3 136	3 035
母子生活支援施設 ²⁾	10 822	10 588	10 367	10 021	10 006	10 042
保育所	2 118 352	2 132 651	2 137 692	2 100 357	2 056 845	2 084 136
児童養護施設	30 764	30 846	30 695	29 753	29 975	29 214
知的障害児施設	9 808	9 423	9 350	8 827	8 214	8 255
自閉症児施設	235	172	219	202	170	185
知的障害児通園施設	8 981	9 830	10 343	10 535	9 679	11 174
盲児施設	137	177	132	120	120	119
ろうあ児施設	165	168	167	125	142	142
難聴幼児通園施設	746	750	963	974	912	893
肢体不自由児施設	2 730	2 703	2 623	2 381	1 958	1 954
肢体不自由児通園施設	2 608	2 448	2 777	2 903	2 441	2 706
肢体不自由児療護施設	237	241	249	216	263	235
重症心身障害児施設	11 215	11 395	11 827	11 229	11 004	12 771
情緒障害児短期治療施設	1 131	1 151	1 180	1 159	1 175	1 251
児童自立支援施設	1 836	1 889	1 808	1 706	1 726	1 622
その他の社会福祉施設等	115 151	136 054	161 340	166 617	179 170	197 889
授産施設	3 496	2 201	2 232	2 096	1 870	1 980
宿所提供施設	6 691	6 958	7 052	6 163	6 783	8 027
へき地保育所	13 440	12 322	11 258	9 956	8 892	8 377
有料老人ホーム	91 524	114 573	140 798	148 402	161 625	179 505

注:1) 平成21年以降は調査方法等の変更による回収率変動の影響を受けているため、20年以前の年次比較は行っていない。
なお、回収できた施設のうち、活動中の施設について集計している。

- 2) 母子生活支援施設の在所者数は世帯人員であり、在所者数の総数に含まない。
3) 在所者数を調査していない施設は掲載していない。

第5表 施設の種類、年次別常勤換算従事者数

(単位:人)

各年10月1日現在

施 設 の 種 類	平成18年	19	20	平成21年 ¹⁾	22 ¹⁾	23 ¹⁾
	(2006)	(2007)	(2008)	(2009)	(2010)	(2011)
総 数	757 580	764 229	782 681	771 616	757 189	769 777
保護施設	6 165	6 213	6 196	6 311	6 254	6 232
救護施設	5 741	5 815	5 766	5 872	5 851	5 803
更生施設	256	248	275	283	251	286
授産施設	128	118	115	115	116	107
宿所提供施設	40	32	40	41	36	37
老人福祉施設	54 592	50 625	51 291	49 247	39 935	40 446
養護老人ホーム	18 487	17 538	17 581	16 801	16 075	15 847
養護老人ホーム(一般)	17 349	16 404	16 480	15 717	15 016	14 807
養護老人ホーム(盲)	1 138	1 134	1 100	1 085	1 059	1 040
軽費老人ホーム	16 762	17 070	18 319	17 910	17 600	18 380
軽費老人ホーム A 型	3 220	3 133	3 086	2 911	2 966	2 781
軽費老人ホーム B 型	123	119	120	102	87	66
軽費老人ホーム(ケアハウス)	13 419	13 818	15 113	14 898	14 547	15 533
老人福祉センター	8 132	7 563	7 354	6 527	6 261	6 220
老人福祉センター(特 A 型)	1 201	1 160	1 170	971	815	880
老人福祉センター(A 型)	5 911	5 527	5 238	4 780	4 619	4 538
老人福祉センター(B 型)	1 021	876	946	776	827	802
老人介護支援センター	11 211	8 453	8 038	8 009
障害者支援施設等	.	15 111	25 750	37 121	53 334	71 572
障害者支援施設	.	7 092	16 537	27 711	44 288	62 278
地域活動支援センター	.	7 694	8 887	9 121	8 736	8 974
福祉ホーム	.	325	327	289	309	320
旧身体障害者福祉法による身体障害者更生援護施設	30 851	26 202	21 635	16 002	10 720	5 857
肢体不自由者更生施設	2 219	1 512	1 068	869	690	301
視覚障害者更生施設	521	239	175	71	22	22
聴覚・言語障害者更生施設	33	35	34	24	14	15
内部障害者更生施設	114	107	94	92	57	39
身体障害者療護施設	19 569	18 036	15 326	11 290	7 292	3 913
身体障害者福祉ホーム	149
身体障害者入所授産施設	3 768	3 044	2 414	1 907	1 301	675
身体障害者通所授産施設	2 803	1 964	1 592	1 191	898	589
身体障害者小規模通所授産施設	1 151	843	632	342	242	125
身体障害者福祉工場	523	422	302	218	205	179
旧知的障害者福祉法による知的障害者援護施設	84 364	73 262	63 224	49 450	37 863	20 975
知的障害者デイサービスセンター	1 622
知的障害者入所更生施設	48 393	43 831	38 460	30 827	22 534	12 178
知的障害者通所更生施設	7 512	6 360	5 213	3 714	3 033	1 550
知的障害者入所授産施設	5 805	5 121	4 459	3 496	3 264	2 198
知的障害者通所授産施設	18 002	16 108	13 638	10 380	8 298	4 655
知的障害者小規模通所授産施設	1 641	990	733	405	251	82
知的障害者通所寮	643	555	528	469	371	269
知的障害者福祉ホーム	106
知的障害者福祉工場	639	298	193	160	113	43
旧精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者社会復帰施設	8 383	5 172	4 339	3 614	2 916	2 134
精神障害者生活訓練施設	2 062	1 826	1 619	1 540	1 328	1 086
精神障害者福祉ホーム	727	502	522	447	415	355
精神障害者福祉ホーム(B型を除く)	190
精神障害者福祉ホーム(B型)	537	502	522	447	415	355
精神障害者授産施設(入所)	252	197	160	142	108	76
精神障害者授産施設(通所)	1 929	1 487	1 212	886	736	438
精神障害者小規模通所授産施設	1 318	1 058	745	542	316	167
精神障害者福祉工場	139	102	80	58	13	12
精神障害者地域生活支援センター	1 958

施設の種類	平成18年 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	平成21年 ¹⁾ (2009)	22 ¹⁾ (2010)	23 ¹⁾ (2011)
身体障害者社会参加支援施設	6 620	3 315	3 342	3 028	2 854	2 758
身体障害者福祉センター	2 247	1 947	1 943	1 672	1 446	1 259
身体障害者福祉センター(A型)	595	578	545	532	493	512
身体障害者福祉センター(B型)	1 652	1 369	1 398	1 140	953	747
在宅障害者デイサービス施設	3 024
障害者更生センター	127	107	114	126	102	115
補装具製作施設	144	120	138	136	166	150
盲導犬訓練施設	128	150	160	165	174	216
点字図書館	604	597	578	552	586	617
点字出版施設	117	139	127	117	119	117
聴覚障害者情報提供施設	231	255	283	261	262	284
婦人保護施設	417	390	378	405	383	364
児童福祉施設	501 529	509 719	520 388	519 218	515 211	523 339
乳児院	3 755	3 831	3 861	3 883	3 973	4 088
母子生活支援施設	1 952	1 988	1 995	1 904	1 963	1 972
保育所	426 843	434 853	444 727	446 272	442 703	447 013
児童養護施設	14 280	14 641	14 892	14 848	15 636	15 575
知的障害児施設	7 187	6 600	6 498	6 157	5 868	5 791
自閉症児施設	518	270	311	309	234	268
知的障害児通園施設	4 417	4 592	4 654	4 534	4 139	4 952
盲児施設	159	137	130	118	106	110
ろうあ児施設	196	190	201	143	127	130
難聴幼児通園施設	297	310	289	288	265	277
肢体不自由児施設	4 462	4 674	4 055	3 783	3 352	3 728
肢体不自由児通園施設	1 517	1 571	1 665	1 674	1 297	1 573
肢体不自由児療護施設	193	200	215	162	235	186
重症心身障害児施設	14 631	15 297	16 131	15 385	15 307	17 737
情緒障害児短期治療施設	790	805	831	815	949	948
児童自立支援施設	1 793	1 799	1 825	1 717	1 821	1 801
児童家庭支援センター	154	177	186	188	210	223
児童館	17 592	17 785	17 922	17 038	17 027	16 966
小型児童館	9 258	9 182	9 167	8 828	8 856	8 490
児童センター	7 500	7 750	7 849	7 374	7 274	7 644
大型児童館A型	327	319	362	342	367	332
大型児童館B型	49	55	51	52	49	55
大型児童館C型	130	134	132	132	128	126
その他の児童館	328	345	360	310	353	318
児童遊園	794
母子福祉施設	253	266	246	266	316	251
母子福祉センター	234	234	213	238	279	237
母子休養ホーム	20	32	33	28	37	14
その他の社会福祉施設等	64 406	73 954	85 893	86 954	87 404	95 850
授産施設	847	456	438	409	375	380
宿所提供施設	610	711	728	554	514	690
盲人ホーム	54	49	47	40	41	35
隣保館	3 252	3 112	3 009	2 617	2 370	2 464
へき地保健福祉館	69	50	44	40	16	16
へき地保育所	2 536	2 386	2 261	2 089	1 923	1 828
地域福祉センター	3 362	2 706	2 445	2 366
老人憩の家	2 391	2 252	2 168	1 699
老人休養ホーム	418	412	432	257
有料老人ホーム	50 868	61 819	74 321	76 883	82 165	90 439

注：1) 平成21年以降は調査方法等の変更による回収率変動の影響を受けているため、20年以前との年次比較は行っていない。
 なお、回収できた施設のうち、活動中の施設について集計している。

- 2) 従事者を調査していない施設は掲載していない。
- 3) 従事者数は常勤換算数であり、小数点以下第1位を四捨五入している。

第6表 施設の種類、年次別在所率

各年10月1日現在

施 設 の 種 類	平成18年	19	20	21	22	23
	(2006)	(2007)	(2008)	(2009)	(2010)	(2011)
総 数	98.4	98.1	97.8	98.4	98.2	98.7
保護施設	96.2	96.9	97.9	96.9	96.5	95.6
老人福祉施設	94.2	94.0	94.1	94.0	93.3	93.5
障害者支援施設等	-	91.0	93.6	88.1	86.3	93.5
身体障害者更生援護施設	93.6	94.6	95.2	95.5	94.5	92.3
知的障害者援護施設	97.4	97.9	98.7	99.9	100.3	100.7
精神障害者社会復帰施設	99.3	97.2	95.1	92.6	87.9	83.7
婦人保護施設	41.0	43.0	41.9	40.8	43.1	37.6
児童福祉施設	101.1	100.7	100.3	100.8	100.6	100.8
（再掲）保育所	101.8	101.3	100.8	101.3	101.2	101.3
その他の社会福祉施設等	69.6	72.9	75.6	77.3	78.9	80.1
（再掲）有料老人ホーム	74.3	77.4	79.6	81.2	82.6	83.3

注： 在所率＝在所者数÷定員×100（在所率の計算は在所者数について調査を行っていない施設を除いた。）ただし、平成18年以降は在所者数不詳の施設を除いた定員で計算している。

なお、障害者支援施設等のうち障害者支援施設については、平成21年から入所者数÷入所者の定員×100で計算している。

第7表 施設の種類、経営主体別施設数

平成23年10月1日現在

	総 数	公 営			私 営				
		国・独立行政法人	都道府県	市区町村 ¹⁾	社会福祉法人	医療法人	公益法人・日赤	その他の法人 ²⁾	そ の 他
総数	50 129	35	234	18 302	22 529	792	191	7 663	383
保護施設	294	-	1	31	261	-	-	1	-
老人福祉施設	4 827	-	1	929	3 658	35	7	160	37
障害者支援施設等	4 263	9	20	97	2 669	191	4	1 252	21
身体障害者更生援護施設 ³⁾	286	-	2	3	278	-	1	2	-
知的障害者援護施設 ³⁾	1 127	-	6	40	1 079	-	-	1	1
精神障害者社会復帰施設 ³⁾	366	-	2	5	122	205	2	30	-
身体障害者社会参加支援施設	318	-	12	37	207	-	17	44	1
婦人保護施設	45	-	20	-	25	-	-	-	-
児童福祉施設	31 599	26	170	15 641	13 602	62	137	1 702	259
（再掲）保育所	21 751	1	2	9 484	10 918	11	7	1 174	154
母子福祉施設	60	-	-	8	29	-	-	23	-
その他の社会福祉施設等	6 944	-	-	1 511	599	299	23	4 448	64
（再掲）有料老人ホーム	4 640	-	-	1	298	268	2	4 063	8

注:1) 「市区町村」には、一部事務組合・広域連合を含む。

2) 「その他の法人」には営利法人(会社)を含む。

3) 障害者自立支援法の経過措置による旧法(身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律)の施設である。

第8表 施設の種類、定員階級別施設数

平成23年10月1日現在

	総数	30人以下	31～49人	50人	51～100人	101～150人	151～200人	201人以上
保護施設	236	18	5	38	121	39	13	2
老人福祉施設	2 894	841	151	1 205	600	76	14	7
障害者支援施設等	4 263	2 572	432	470	632	53	10	6
身体障害者更生援護施設 3)	286	128	48	45	61	4	-	-
知的障害者援護施設 3)	1 127	416	249	185	245	25	3	4
精神障害者社会復帰施設 3)	366	363	3	-	-	-	-	-
身体障害者社会参加支援施設	5	-	-	-	5	-	-	-
婦人保護施設	45	30	8	3	4	-	-	-
児童福祉施設 4)	23 779	1 927	2 009	596	11 454	6 114	1 186	492
（再掲）保育所	21 751	1 066	1 615	390	10 986	6 051	1 160	483
その他の社会福祉施設等	5 536	2 632	1 107	235	1 258	165	61	78
（再掲）有料老人ホーム	4 640	2 098	934	173	1 144	154	60	77

注:1) 調査対象となっている施設のうち、定員について調査を実施した施設のみ、集計している。

2) 総数には定員不詳の施設を含む。

3) 障害者自立支援法の経過措置による旧法(身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律)の施設である。

4) 児童福祉施設には母子生活支援施設を含まない。

第9表 職種、施設の種別別常勤換算従事者数

平成23年10月1日現在

	総数	2) 保護施設	老人福祉施設	障害者支援施設等	3) 身体障害者更生援護施設	3) 知的障害者援護施設	3) 精神障害者社会復帰施設	身体障害者社会参加支援施設	婦人保護施設	2) 児童福祉施設(保育所を除く)	保育所	母子福祉施設	2) その他の社会福祉施設
総数	769 777	6 232	40 446	71 572	5 857	20 975	2 134	2 758	364	76 326	447 013	251	95 850
施設長	37 973	217	3 036	3 020	233	957	340	211	27	4 195	21 274	26	4 437
サービス管理責任者	3 174	2 795	55	298	26
生活指導・支援員等 4)	72 892	765	4 311	37 510	685	11 236	754	256	127	13 080	...	3	4 167
職業・作業指導員	8 522	119	117	2 868	652	3 432	262	118	19	404	...	7	526
セラピスト	5 027	7	80	664	111	12	25	78	8	3 326	...	-	717
理学療法士	1 670	3	23	308	57	3	-	29	-	1 057	...	-	190
作業療法士	1 225	1	11	215	37	5	25	20	-	804	...	-	107
その他の療養員	2 132	3	47	141	18	4	-	29	8	1 465	...	-	420
心理・職能判定員	68	46	9	4	9
医師	2 716	24	157	250	30	87	29	7	4	1 030	1 033	-	64
保健師・助産師・看護師	31 498	402	2 472	3 211	415	603	33	66	24	9 856	5 852	1	8 563
精神保健福祉士	1 400	40	8	873	3	20	435	5	-	15
保育士	351 530	15 265	334 907	6	1 352
児童生活支援員	609	609	...	-	...
児童厚生員	10 197	10 197	...	-	...
母子指導員	608	608	...	-	...
介護職員	88 152	3 131	15 291	9 746	2 518	193	3	130	6	57 135
栄養士	14 789	200	1 947	1 464	128	506	5	6	16	1 286	8 238	-	992
調理員	66 445	631	5 084	3 629	329	1 545	24	23	58	4 368	44 691	10	6 054
事務員	28 170	438	4 422	3 578	346	1 477	134	605	35	3 770	8 147	92	5 129
その他の職員	46 009	258	3 522	1 920	343	607	55	1 254	40	8 333	22 871	107	6 701

注:1) 従事者数は常勤換算数であり、小数点以下第1位を四捨五入している。

2) 保護施設には医療保護施設、児童福祉施設には助産施設、児童遊園、その他の社会福祉施設等には無料低額診療施設をそれぞれ含まない。

3) 障害者自立支援法の経過措置による旧法(身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律)の施設である。

4) 生活指導・支援員等には、生活指導員、生活支援員、児童指導員、児童自立支援専門員が含まれるが、保護施設及び婦人保護施設は生活指導員のみである。

5) 従事者数は調査対象となっている施設のうち、調査した職種のみであり、調査した職種以外は「…」とした。

第10表 事業の種類、年次別事業所数及び構成割合

各年10月1日現在

事業の種類	平成20年 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)
	事業所数			
居宅介護事業	11 630	12 638	12 376	13 000
重度訪問介護事業	10 449	11 169	10 917	11 732
行動援護事業	1 265	1 439	1 410	1 406
療養介護事業	24	32	32	34
生活介護事業	1 922	2 537	2 901	3 414
児童デイサービス事業	1 137	1 316	1 502	1 816
重度障害者等包括支援事業	46	45	45	47
相談支援事業	2 150	2 397	2 454	2 510
共同生活介護事業	2 308	2 731	2 863	3 052
共同生活援助事業	2 933	3 296	3 304	3 405
短期入所事業	3 475	3 487	3 431	3 311
自立訓練(機能訓練)事業	223	216	252	243
自立訓練(生活訓練)事業	551	682	729	792
就労移行支援事業	867	1 250	1 371	1 557
就労継続支援(A型)事業	216	328	451	629
就労継続支援(B型)事業	1 805	2 891	3 564	4 590
	構成割合(%)			
総数	100.0	100.0	100.0	100.0
居宅介護事業	28.4	27.2	26.0	25.2
重度訪問介護事業	25.5	24.0	22.9	22.8
行動援護事業	3.1	3.1	3.0	2.7
療養介護事業	0.1	0.1	0.1	0.1
生活介護事業	4.7	5.5	6.1	6.6
児童デイサービス事業	2.8	2.8	3.2	3.5
重度障害者等包括支援事業	0.1	0.1	0.1	0.1
相談支援事業	5.2	5.2	5.2	4.9
共同生活介護事業	5.6	5.9	6.0	5.9
共同生活援助事業	7.2	7.1	6.9	6.6
短期入所事業	8.5	7.5	7.2	6.4
自立訓練(機能訓練)事業	0.5	0.5	0.5	0.5
自立訓練(生活訓練)事業	1.3	1.5	1.5	1.5
就労移行支援事業	2.1	2.7	2.9	3.0
就労継続支援(A型)事業	0.5	0.7	0.9	1.2
就労継続支援(B型)事業	4.4	6.2	7.5	8.9

注： 障害者支援施設の昼間実施サービス(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援)を除く。

第11表 事業の種類、経営主体別事業所数

平成23年10月1日現在

	総数	国	地方公 共同体	社会 福祉 協議会	社会福祉 法人 ¹⁾	医療 法人	公益 法人	協同 組合	営利 法人 (会社)	特定非 営利活 動法人	その他
居宅介護事業	13 000	-	48	1 479	1 946	487	99	260	7 385	1 183	113
重度訪問介護事業	11 732	-	34	1 304	1 681	407	87	231	6 847	1 038	103
行動援護事業	1 406	-	11	214	457	29	6	19	398	265	7
療養介護事業	34	29	1	-	2	-	-	1	-	-	1
生活介護事業	3 414	-	136	218	2 335	37	7	5	219	449	8
児童デイサービス事業	1 816	1	312	84	597	34	3	4	292	461	28
重度障害者等包括支援事業	47	-	1	3	27	-	-	-	10	6	-
相談支援事業	2 510	1	58	217	1 531	208	39	5	108	317	26
共同生活介護事業	3 052	1	14	13	2 219	139	7	1	62	586	10
共同生活援助事業	3 405	-	23	15	2 108	454	41	-	81	664	19
短期入所事業	3 311	54	156	21	2 752	147	16	3	50	89	23
自立訓練(機能訓練)事業	243	-	18	38	104	10	1	2	53	16	1
自立訓練(生活訓練)事業	792	-	21	51	451	61	3	1	60	137	7
就労移行支援事業	1 557	-	41	16	1 071	49	10	-	92	265	13
就労継続支援(A型)事業	629	-	-	3	287	5	1	1	161	151	20
就労継続支援(B型)事業	4 590	-	107	176	2 609	92	16	-	143	1 411	36

注:1) 社会福祉法人には社会福祉協議会を含まない。

2) 障害者支援施設の昼間実施サービス(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援)を除く。

第12表 事業の種類、利用実人員階級別事業所数

平成23年10月1日現在

	9月中に 利用者がいた 事業所数	1～4人	5～9人	10～19人	20～29人	30～39人	40～49人	50人以上	利用者数 不詳
居宅介護事業	11 614	4 673	3 205	2 383	704	306	143	193	7
重度訪問介護事業	3 795	3 260	365	125	25	7	2	6	5
行動援護事業	810	461	187	116	24	13	3	6	-
(再掲)障害者	...	472	122	58	7	5	4	1	-
(再掲)障害児	...	359	97	43	7	3	-	1	-
療養介護事業	33	1	-	4	5	3	1	19	-
生活介護事業	3 273	391	401	858	685	384	246	289	19
児童デイサービス事業	1 755	68	97	371	403	259	170	384	3
重度障害者等包括支援事業	11	9	2	-	-	-	-	-	-
相談支援事業	719	459	131	83	14	9	2	3	18
共同生活介護事業	2 970	842	932	672	258	102	51	78	35
共同生活援助事業	2 628	1 241	777	393	119	40	20	18	20
短期入所事業	2 700	1 096	693	506	204	100	33	57	11
(再掲)障害者	...	1 085	637	451	162	73	20	42	10
(再掲)障害児	...	534	200	112	21	9	3	2	11
自立訓練(機能訓練)事業	95	37	21	17	10	4	2	4	-
自立訓練(生活訓練)事業	679	168	222	185	72	17	8	5	2
就労移行支援事業	1 530	262	617	462	127	44	14	4	-
就労継続支援(A型)事業	621	30	111	217	146	63	25	27	2
就労継続支援(B型)事業	4 557	117	430	1 682	1 310	580	243	181	14

注:1) 「(再掲)障害者」は18歳以上の利用者、「(再掲)障害児」は18歳未満の利用者である。

2) 障害者支援施設の昼間実施サービス(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援)を除く。

第13表 事業の種類、年次別利用実人員数

(単位:人)

各年9月

事業の種類	平成20年 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)
居宅介護事業 身体介護が中心	41 018	47 078	48 112	52 291
通院介助が中心(身体介護を伴う)	7 105	8 608	9 589	10 327
通院介助が中心(身体介護を伴わない)	3 904	4 984	5 221	5 627
通院等乗降介助が中心	1 237	1 968	1 745	2 157
家事援助が中心	48 473	55 235	58 272	64 365
重度訪問介護事業	8 516	10 017	9 783	10 535
行動援護事業	3 185	4 188	4 706	5 194
療養介護事業	1 303	1 835	1 968	1 810
生活介護事業	43 776	57 924	63 245	74 581
児童デイサービス事業	36 611	45 038	53 809	64 483
重度障害者等包括支援事業	20	25	27	23
相談支援事業 2)	2 601	3 212	3 388	3 725
共同生活介護事業 3)	17 535	27 783	32 198	35 936
共同生活援助事業 3)	12 897	17 500	18 902	19 527
短期入所事業	22 740	25 056	27 413	27 894
自立訓練(機能訓練)事業	1 554	1 105	1 086	1 281
自立訓練(生活訓練)事業	6 020	6 600	6 645	7 797
就労移行支援事業	10 628	14 830	15 357	16 266
就労継続支援(A型)事業	3 853	6 368	8 321	12 309
就労継続支援(B型)事業	35 736	61 685	77 546	99 182

注:1) 障害者支援施設の昼間実施サービス(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援)を除く。

2) 相談支援事業については、サービス利用計画を作成した利用実人員である。

3) 共同生活介護事業、共同生活援助事業については、9月末日の利用実人員である。

第14表 事業の種類、職種別常勤換算従事者数

平成23年10月1日現在

	総数	介護福祉士	ホームヘルパー			重度訪問介護従事者養成研修修了者	行動援護従事者養成研修修了者	その他	
			総数	ホームヘルパー1級	ホームヘルパー2級				ホームヘルパー3級
居宅介護事業	71 983	27 663	39 447	4 044	35 299	104	1 058	1 123	2 692
重度訪問介護事業	20 752	7 743	11 107	1 044	10 015	47	835	231	835
行動援護事業	3 732	1 347	1 733	175	1 544	14	79	425	148

	総数	サービス管理責任者	医師	看護師	生活支援員	その他
療養介護事業	1 885	51	80	1 150	453	152

	総数	サービス管理責任者	医師	保健師・看護師	理学・作業療法士	生活支援員	その他
生活介護事業	32 199	2 665	282	2 191	233	22 459	4 369

	総数	サービス管理責任者	指導員	保育士	その他
児童デイサービス事業	9 327	1 586	3 740	2 936	1 065

	総数	サービス提供責任者	その他
重度障害者等包括支援事業	52	24	28

	総数	管理者	相談支援専門員	その他
相談支援事業	1 720	350	1 043	327

	総数	サービス管理責任者	世話人	生活支援員	その他
共同生活介護・共同生活援助事業 4)	22 984	2 900	13 614	5 571	900

	総数	医師	保健師・看護師	心理・職能判定員	理学・作業療法士	生活支援員	職業指導員	介護職員	児童指導員	保育士	その他
短期入所事業 5)	17 996	343	1 308	47	204	8 964	230	3 463	244	185	3 009

	総数	サービス管理責任者	保健師・看護師	理学・作業療法士	生活支援員	訪問支援員	その他
自立訓練(機能訓練)事業	523	62	80	57	186	11	127
自立訓練(生活訓練)事業	2 451	466	63	…	1 550	49	324

	総数	サービス管理責任者	生活支援員	職業指導員	就労支援員	その他
就労移行支援事業	7 034	1 070	1 690	2 086	1 718	470
就労継続支援(A型)事業	3 676	535	940	1 682	…	520
就労継続支援(B型)事業	24 848	3 776	7 932	9 861	…	3 280

- 注：1) 平成23年9月中に利用者がいた事業所の従事者数である。
- 2) 従事者数は常勤換算数であり、小数点以下第1位を四捨五入している。
- 3) 障害者支援施設の昼間実施サービス(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援)を除く。
- 4) 共同生活援助事業には、「生活支援員」は含まない。
- 5) 短期入所事業の従事者には空床型の事業所の従事者を含まない。
- 6) 従事者数は調査した職種分のみであり、調査した職種以外は「…」とした。

参考表

参考表 種類別調査対象施設数

施設の種類	1) 調査対象 施設数	1) 回収 施設数	集計 施設数	2) (参考) 調査対象外 施設数	施設の種類	1) 調査対象 施設数	1) 回収 施設数	集計 施設数	2) (参考) 調査対象外 施設数
総数	54 617	50 623	50 129	418	身体障害者社会参加支援施設	327	320	318	-
保護施設	295	295	294	2	身体障害者福祉センター	172	166	165	-
救護施設	184	184	184	1	身体障害者福祉センター(A型)	33	33	33	-
更生施設	21	21	21	-	身体障害者福祉センター(B型)	139	133	132	-
医療保護施設	58	58	58	-	障害者更生センター	5	5	5	-
授産施設	21	21	20	1	補装具製作施設	18	18	17	-
宿所提供施設	11	11	11	-	盲導犬訓練施設	11	11	11	-
老人福祉施設	5 228	4 854	4 827	43	点字図書館	73	73	73	-
養護老人ホーム	943	894	893	7	点字出版施設	12	11	11	-
養護老人ホーム(一般)	895	848	847	6	聴覚障害者情報提供施設	36	36	36	-
養護老人ホーム(盲)	48	46	46	1	婦人保護施設	46	46	45	-
軽費老人ホーム	2 092	2 001	2 001	17	児童福祉施設	33 711	31 953	31 599	275
軽費老人ホーム A 型	220	208	208	-	助産施設	492	492	403	2
軽費老人ホーム B 型	25	24	24	-	乳児院	128	127	127	-
軽費老人ホーム(ケアハウス)	1 847	1 769	1 769	17	母子生活支援施設	267	264	259	-
老人福祉センター	2 193	1 959	1 933	19	保育所	23 272	21 845	21 751	153
老人福祉センター(特 A 型)	251	222	222	6	児童養護施設	582	579	578	2
老人福祉センター(A型)	1 488	1 330	1 306	12	知的障害児施設	236	225	225	2
老人福祉センター(B型)	454	407	405	1	自閉症児施設	7	7	7	-
障害者支援施設等	4 753	4 276	4 263	39	児童福祉施設	262	256	256	-
障害者支援施設	1 727	1 662	1 661	6	知的障害児通園施設	9	9	9	-
地域活動支援センター	2 863	2 458	2 446	33	盲児施設	10	10	10	-
福祉ホーム	163	156	156	-	ろうあ児施設	23	23	23	-
旧身体障害者福祉法による身体障害者更生援護施設	326	286	286	2	難聴幼児通園施設	63	59	59	-
肢体不自由者更生施設	17	15	15	1	肢体不自由児施設	101	97	97	-
視覚障害者更生施設	2	1	1	-	肢体不自由児通園施設	6	6	6	-
聴覚・言語障害者更生施設	1	1	1	-	肢体不自由児療護施設	140	133	133	-
内部障害者更生施設	2	2	2	-	重症心身障害児施設	37	37	37	-
身体障害者療護施設	116	106	106	1	情緒障害児短期治療施設	59	58	58	-
身体障害者入所授産施設	48	44	44	-	児童自立支援施設	79	79	79	1
身体障害者通所授産施設	90	78	78	-	児童家庭支援センター	4 702	4 411	4 318	45
身体障害者小規模通所授産施設	41	31	31	-	児童館	2 858	2 647	2 568	19
身体障害者福祉工場	9	8	8	-	小型児童館	1 707	1 630	1 625	18
旧知的障害者福祉法による知的障害者援護施設	1 318	1 129	1 127	13	大型児童館A型	18	18	18	-
知的障害者入所更生施設	450	398	397	4	大型児童館B型	4	4	4	-
知的障害者通所更生施設	156	133	133	4	大型児童館C型	1	1	1	-
知的障害者入所授産施設	105	94	94	1	その他の児童館	114	111	102	8
知的障害者通所授産施設	506	424	424	3	児童遊園	3 236	3 236	3 164	70
知的障害者小規模通所授産施設	35	20	20	-	母子福祉施設	61	61	60	-
知的障害者通所授産施設	60	55	54	1	母子福祉センター	56	56	56	-
知的障害者福祉工場	6	5	5	-	母子休養ホーム	5	5	4	-
旧精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者社会復帰施設	419	366	366	2	その他の社会福祉施設等	8 133	7 037	6 944	42
精神障害者生活訓練施設	175	162	162	-	授産施設	70	69	69	-
精神障害者福祉ホーム(B型)	89	82	82	-	宿所提供施設	298	281	281	-
精神障害者授産施設(入所)	10	10	10	-	盲人ホーム	21	20	17	-
精神障害者授産施設(通所)	79	66	66	2	無料低額診療施設	327	327	325	4
精神障害者小規模通所授産施設	64	44	44	-	隣保館	1 126	1 034	1 024	-
精神障害者福祉工場	2	2	2	-	へき地保健福祉館	69	66	59	-
					へき地保育所	640	589	529	14
					有料老人ホーム	5 582	4 651	4 640	24

注:1) 調査対象施設数、回収施設数には休止中の施設を含む。

2) 東日本大震災の影響により調査票を送付していない施設数である。詳細は2ページ参照。

用語の定義

1 障害者自立支援法による障害者支援施設等について

※(2)～(4)については、障害者自立支援法において、平成24年3月31日までの日で政令で定める日の前日までに限り、旧法(身体障害者福祉法等)の施設として継続することができる。

(1) 障害者自立支援法による障害者支援施設等

① 障害者支援施設

障害者につき、施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービスを行う施設。(独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設を含む。)

② 地域活動支援センター

障害者等を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他の便宜を供与する施設。

③ 福祉ホーム

現に住居を求めている障害者につき、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与する施設。

(2) 旧身体障害者福祉法による身体障害者更生援護施設

① 肢体不自由者更生施設

肢体不自由者を入所又は通所させて、その更生に必要な治療及び訓練を行う施設。

② 視覚障害者更生施設

視覚障害者を入所又は通所させて、その更生に必要な知識、技能及び訓練を与える施設。

③ 聴覚・言語障害者更生施設

聴覚・言語障害者を入所又は通所させて、その更生に必要な指導及び訓練を与える施設。

④ 内部障害者更生施設

内臓の機能に障害のある者を入所又は通所させて、医学的管理の下にその更生に必要な指導及び訓練を行う施設。

⑤ 身体障害者療護施設

身体障害者であって常時の介護を必要とする者を入所させて、治療及び養護を行う施設。

⑥ 身体障害者入所授産施設

身体障害者で雇用されることの困難な者又は生活に困窮する者等を入所又は通所させて、必要な訓練を行い、かつ、職業を与え自活させる施設。

⑦ 身体障害者通所授産施設

身体障害者であって、雇用されることの困難な者等を通所させて、必要な訓練を行い、かつ、職業を与え自活させる施設。

⑧ 身体障害者小規模通所授産施設

身体障害者授産施設のうち、通所による利用者のみを対象とするものであって、常時利用する者が20人未満の施設。

⑨ 身体障害者福祉工場

重度の身体障害者で作業能力はあるが、職場の設備、構造、通勤時の交通事情等のため、一般企業に雇用

されることの困難な者に職場を与え、生活指導と健康管理の下に健全な社会生活を営ませる施設。

(3) 旧知的障害者福祉法による知的障害者援護施設

① 知的障害者入所更生施設

18歳以上の知的障害者を入所又は通所させて、これを保護するとともに、その更生に必要な指導及び訓練を行う施設。

② 知的障害者通所更生施設

18歳以上の知的障害者を通所させて、これを保護するとともに、その更生に必要な指導及び訓練を行う施設。

③ 知的障害者入所授産施設

18歳以上の知的障害者であって、雇用されることが困難なものを入所または通所させて、自活に必要な訓練を行うとともに、職業を与えて自活させる施設。

④ 知的障害者通所授産施設

18歳以上の知的障害者であって、雇用されることが困難なものを通所させて、自活に必要な訓練を行うとともに、職業を与えて自活させる施設。

⑤ 知的障害者小規模通所授産施設

知的障害者授産施設のうち通所による利用者のみを対象とするものであって、常時利用する者が20人未満の施設。

⑥ 知的障害者通勤寮

就労している知的障害者に対し、居室その他の設備を利用させるとともに、独立及び自活に必要な助言及び指導を行う施設。

⑦ 知的障害者福祉工場

知的障害者であって、作業能力はあるものの、対人関係、健康管理等の事由により、一般企業に就労できないでいる者を雇用し、生活指導、健康管理等に配慮した環境の下で社会的自立を促進する施設。

(4) 旧精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者社会復帰施設

① 精神障害者生活訓練施設

精神障害のため家庭で日常生活を営むのに支障がある精神障害者が日常生活に適応することができるように、低額な料金で、居室その他の設備を利用させ、必要な訓練及び指導を行うことにより、社会復帰の促進を図る施設。

② 精神障害者福祉ホーム（B型）

住居を求めている症状が相当程度改善している精神障害者に対し、社会復帰及び家庭復帰の援助をするために、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与することにより、その者の社会復帰と自立の促進を図る施設。

③ 精神障害者授産施設（入所、通所）

雇用されることが困難な精神障害者が自活することができるように、低額な料金で必要な訓練を行い、職業を与えることにより、社会復帰の促進を図る施設。

④ 精神障害者小規模通所授産施設

精神障害者授産施設のうち通所による利用者のみを対象とするものであって、常時利用する者が20人未満の施設。

⑤ 精神障害者福祉工場

通常の事業所に雇用されることが困難な精神障害者を雇用し、社会生活への適応のために必要な指導を行うことにより、社会復帰の促進及び社会経済活動への参加の促進を図る施設。

(5) 身体障害者福祉法による身体障害者社会参加支援施設

① 身体障害者福祉センター（A型、B型）

無料又は低額な料金で、身体障害者に関する各種の相談に応じ、身体障害者に対し、機能訓練、教養の向上、社会との交流の促進及びレクリエーションのために必要な便宜を総合的に供与する施設。

A型：身体障害者の福祉の増進を図る事業を総合的に行う。

B型：身体障害者が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な事業を行う。

② 障害者更生センター

身体障害者又はその家族に対し、宿泊、レクリエーション、その他休養のための便宜を供与する施設。

③ 補装具製作施設

無料又は低額な料金で、補装具の製作又は修理を行う施設。

④ 盲導犬訓練施設

無料又は低額な料金で、盲導犬の訓練を行うとともに、視覚障害のある身体障害者に対し、盲導犬の利用に必要な訓練を行う施設。

⑤ 点字図書館

無料又は低額な料金で、点字刊行物及び視覚障害者用の録音物の貸し出し等を行う施設。

⑥ 点字出版施設

無料又は低額な料金で、点字刊行物を出版する施設。

⑦ 聴覚障害者情報提供施設

無料又は低額な料金で、手話入りビデオカセットの製作や貸し出しを行うほか、手話通訳者の派遣、相談等を行う施設。

(6) 障害者自立支援法による障害福祉サービス等の種類

① 居宅介護

居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行う。

② 重度訪問介護

重度の肢体不自由者であって常時介護を要する障害者につき、居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行う。

③ 行動援護

知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等であって常時介護を要するものにつき、当該障害者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者等が行動する際の必要な援助を行う。

④ 療養介護

病院において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、日常生活上の世話その他必要な医療を要する障害者であって常時介護を要するものにつき、主として昼間において、病院において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を行う。

⑤ 生活介護

施設において入浴、排せつ及び食事等の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他必要な援助を要する障害者であって、常時介護を要するものにつき、主として昼間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援並びに

創作活動又は生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な援助を行う。

⑥ 児童デイサービス

障害児につき、知的障害児施設、肢体不自由児施設等に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導及び集団生活への適応訓練を行う。

⑦ 短期入所

居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、入所の必要が生じた障害者等につき、障害者支援施設、児童福祉施設等に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な保護を行う。

⑧ 重度障害者等包括支援

常時介護を要する障害者等であって、意思疎通を図ることに著しい支障があるもののうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にあるもの並びに知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有するものにつき、居宅介護、重度訪問介護、行動援護、生活介護、児童デイサービス、短期入所、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び旧法施設支援（通所によるものに限る。）を包括的に提供する。

⑨ 相談支援

地域の障害者等の福祉に関する各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、市町村及び指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整その他の便宜を総合的に供与するとともに、支給決定障害者等のサービス利用計画を作成し、当該サービス利用計画に基づく障害福祉サービスの提供が確保されるよう、指定障害福祉サービス事業者等その他の者との連絡調整その他の便宜を供与する。

⑩ 共同生活介護

共同生活を営むべき住居に入居している障害者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、就労先その他関係機関との連絡その他の必要な日常生活の世話を行う。

⑪ 共同生活援助

地域で共同生活を営むのに支障のない障害者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助を行う。

⑫ 自立訓練（機能訓練）

身体障害を有する障害者につき、障害福祉サービス事業所において、又は当該障害者の居宅を訪問して行う理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行う。

⑬ 自立訓練（生活訓練）

知的障害又は精神障害を有する障害者につき、障害福祉サービス事業所において、又は当該障害者の居宅を訪問して行う入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行う。

⑭ 就労移行支援

就労を希望する65歳未満の障害者であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれるものにつき、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談その他の必要な支援を行う。

⑮ 就労継続支援（A型）

通常の事業所に雇用されることが困難な障害者のうち適切な支援により雇用契約等に基づき就労する者につき、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う。

⑯ 就労継続支援（B型）

通常の事業所に雇用されることが困難な障害者のうち通常の事業所に雇用されていた障害者であってその

年齢、心身の状態その他の事情により引き続き当該事業所に雇用されることが困難となった者、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった者その他の通常の事業所に雇用されることが困難な者につき、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う。

2 常勤換算従事者数

兼務している常勤者（当該施設・事業所が定めた勤務時間数のすべてを勤務している者）及び非常勤者について、その職務に従事した1週間の勤務時間を当該施設・事業所の通常の1週間の勤務時間で除し小数点以下第1位で四捨五入した数と、常勤者の専従職員数の合計をいう。